

災害時の外国人支援【手引き】

～新潟県中越と東日本の災害経験を踏まえて～



Contents

- 1 災害時の外国人支援とは
- 2 災害時の外国人支援 実践へ
- 3 将来に向けた課題

- 参考1 過去の災害経験から学ぶ
参考2 活用したい情報
参考3 新潟県内の外国人の状況
参考4 新潟県地域防災計画（震災対応編）
抜粋

新潟県

平成25年1月

目次

はじめに ～本書について～	1
1 災害時の外国人支援とは	2
1-1 なぜ、災害時の外国人支援が必要ですか？	2
1-2 誰が外国人支援を担いますか？	6
1-3 どのように支援をすればいいですか？	7
2. 災害時の外国人支援 実践へ	10
2-1 平時からの備え.....	10
2-2 災害発生時の対応 ～災害多言語支援センターを中心に～	14
3. 将来に向けた課題 ～多文化共生という視点から～	24
参考1 過去の災害経験から外国人支援を学ぶ	26
(1) 災害時の外国人支援の変遷	26
(2) 阪神・淡路大震災(平成7年)では？	27
(3) 新潟県中越大震災(平成16年)では？	27
(4) 新潟県中越沖地震(平成19年)では？	28
(5) 東日本大震災(平成23年)では？	29
参考2 活用したい情報	30
(1) 財団法人自治体国際化協会の情報	30
(2) 新潟県の情報	32
(3) 長岡市国際交流センター地球広場 「地震時避難リーフレット」.....	33
参考3 新潟県内の外国人の状況	34
参考4 新潟県地域防災計画(震災対策編) 抜粋	39

はじめに ～本書について～

新潟県には、現在約 13,000 人の外国人登録者がおり、20 年前と比較すると約 3 倍に増加しています。これらの外国人住民の中には、言葉や文化の違い、また災害経験の少なさなどから、災害時に自らを守り、適切に対処するために、支援を必要とする人が存在しており、新潟県地域防災計画において「災害時要援護者」に位置付けられています。

新潟県においては、新潟県中越大震災（新潟県中越地震：平成 16 年 10 月 23 日発生）及び新潟県中越沖地震（平成 19 年 7 月 16 日発生）が発生した際、実際に外国人に対する様々な支援活動が行われました。例えば、新潟県中越大震災では 24 時間体制の「多言語ボランティアセンター」が設置され、FM による多言語放送が行われました。また、新潟県中越沖地震では、「柏崎災害多言語支援センター」が設置され、行政機関が発信する災害情報を集約して翻訳・発信しました。この時の「災害多言語支援センター」の経験と知見は、全国に広く伝わるとともに、災害時における外国人支援の基本的な仕組みとして検討と改良がなされ、今日に至っています。

本書は、このような災害経験を教訓として踏まえながら、災害時の外国人支援の必要性や考え方、実践方法、留意事項などを整理し、手引きとしてとりまとめたものです。特に普段から外国人と関わっている方や業務として外国人支援に携わっている方を主な対象者と想定しています。

本書が外国人支援に対する意識の向上に寄与するとともに、新潟県内における災害時外国人支援の施策及び体制づくりを推進する一助となれば幸いです。

平成 25 年 1 月

【災害時外国人支援の 5 つのポイント】

- 1 まずは「やさしい日本語」で
- 2 支援を等しく受けられるように
- 3 「5つの壁」を踏まえた対応を
- 4 要援護者から頼もしい支援者へ
- 5 平時から多文化共生社会の形成を

1 災害時の外国人支援とは

□ 災害が発生した時、なぜ外国人支援が必要なのか、誰が行うのか、どのような考え方で支援を行うのかといった基本的なことを整理しています。

1-1 なぜ、災害時の外国人支援が必要ですか？

◆まずは想像してみましょう

- もしあなたが不慣れな海外で突然大きな災害（地震、洪水、津波、火山の噴火など）に見舞われた時を想像してみてください。
- 住みなれた母国と違い、きっと様々な困難が生じるはずです。

あなたが海外で災害にあったら...



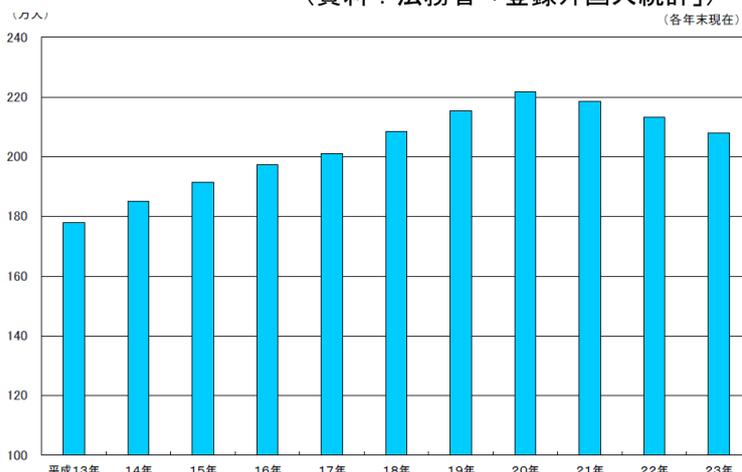
- 災害の情報をどう入手するのか
- どこに避難すればいいのか
- 怪我の治療をしてもらえるのか
- すぐに帰国できるのか
- 家族と連絡をとるにはどうすれば
- 誰に相談すればいいのか
- パスポートを紛失した.. etc

◆日本にいる外国人もきっと同じはずです

- 日本には、200万人以上の外国人が居住しています（平成23年末現在の外国人登録者数207万8,508人、日本の総人口の約1.6%）。
- 母国ではない「日本」で生活していることで、我々が海外で生活するのと同様に、災害に見舞われた際に様々な困難に直面することが予想されます。

日本の外国人登録者数の推移

（資料：法務省「登録外国人統計」）



◆外国人の場合は、「5つの壁」が障害となります

- 災害が発生した場合、外国人には「5つの壁」（言葉の壁、文化の壁、経験の壁、制度の壁、心の壁）が障害になると考えられます。
- これらの壁は、災害時だから発生するというより、外国人が日本で日常生活をおくる上でも障害となっているものであり、災害時にはこれらの壁がより鮮明になってあらわれる傾向にあります。



言葉の壁 文化の壁 経験の壁 制度の壁 心の壁



言葉の壁



- すべての外国人住民が日本語を十分に理解できるとは限りません。また、日本語で日常会話ができて、読み書きに不安があったり、難しい災害用語や行政用語が理解できないこともあります。
- 行政機関等が日本語で発信する情報を理解できず、必要な支援を受けられないおそれがあります。
- 多言語による情報発信が必要となるのもそのためです。5つの壁の中でも最も基礎的な壁といえます。



文化の壁

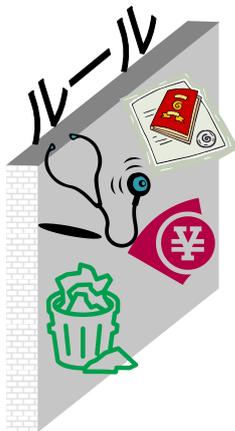


- 宗教や生活習慣の違いなどで発生する問題です。
- 例えば、イスラム教徒は「豚肉」「酒、酒を含む食品」を摂取することを禁じていたり、「豚肉」以外でも、特別なお祈りが施された「ハラール」でなければ食べることができない人もいます。
- 遺体に関しても、土葬を主流としている国が多くあり、火葬を禁止としている宗教もあります。
- 基本的な生活様式が異なる場合も多く、避難所で集団生活になった時、日本の生活様式に慣れず、戸惑うことがあります（例：お風呂に慣れない、床が硬くて眠れない等）。



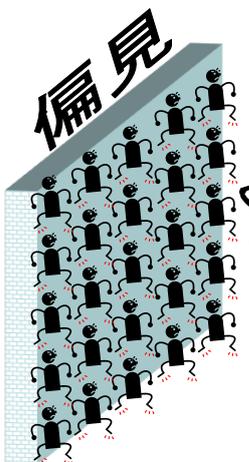
経験の壁

- 日本とは異なり、災害の少ない国から来た人にとっては、災害経験が乏しく、災害そのものに対する知識も持ち合わせていません。
- 地震という概念がない外国人もいて、地震が発生した際、「クーデター」や「世界の終わり」と勘違いした人がいました。当然、余震や津波のことも知りません。
- 日本人が当たり前のように取り組んでいる防災訓練についても、外国人には馴染みがない場合が多いのです。
- その結果、避難方法がわからないケースが多く、さらに言葉の壁で災害情報が入手できないなど、悪循環に陥ることもあります。



制度の壁

- 外国人に対する日本の法律規定等によるものです。
- 中長期に渡って日本で生活する外国人は、常に「在留カード」の携帯を義務づけられています（不携帯は罰金有り）。
- ビザ（在留資格）によって、職業制限もあります（観光ビザでは就労できない、など）。
- 税金や国民健康保険などは日本人と同様に適用されますが、母国との制度の違いや難しい行政用語（言葉の壁）のため、医療機関や教育現場で混乱するケースも見受けられます。



心の壁

- 言葉の壁によって、意思の疎通が十分にできない一方で、日本人の持つ「外国人への偏見」も少なからず残っています。例えば東南アジアの人や黒人を見下すなどです。
- 特に災害時には、宗教や生活習慣等の違いによって、「異文化問題」が表面化することもあり、それが偏見を助長することもあります。
- 結果として、避難所で相談する人もいなく、孤立してしまうこととなります。
- 多文化共生という観点から、外国人に対する日本人の意識を平時から変えていくことが重要になります。

◆災害時における「5つの壁」への対応は不可欠です

- これらの「5つの壁」の存在により、新潟県地域防災計画の中では、外国人を高齢者や障害者と同様にいわゆる「災害時要援護者」として位置づけています。
- たとえ外国人であっても、日本で被災した以上、日本人と同様に災害情報を入手・理解でき、必要な支援サービスが受けられるようにすることが求められます。
- 災害が発生した時には、外国人被災者に対して、「5つの壁」に応じたきめ細かな対応が欠かせません。



1-2 誰が外国人支援を担いますか？

◆外国人が頼りにするのは普段からよく知っている人

- 災害が発生した時、「5つの壁」によって困難な状況にある外国人は、まっさきに誰を頼ろうとするでしょう。
- 家族や友人はもちろんですが、仕事や日常生活において、普段からよく知っている人、関わりのある人を真っ先に頼りにするでしょう。
- 例えば、

- 同郷の外国人
- 日本語講師
- 外国語サークルの人
- 学校の先生
- 会社の〇〇さん
- 教会のスタッフ
- 地域コミュニティーセンター
- 隣の〇〇さん
- 国際交流協会の人
- 自治体の外国人窓口の担当者 など



◆普段から外国人支援に関わっている人が中心となって活動を

- 上記のような外国人が頼りたいと思う人たちに、外国人支援の担い手となっていただくよう、日頃から準備（話し合いなど）をしておきましょう。
- 特に自治体や国際交流協会の職員など、仕事として普段から外国人支援に関わっている人たちが中心となって支援活動を行うこととなります。



自治体による日本語講座



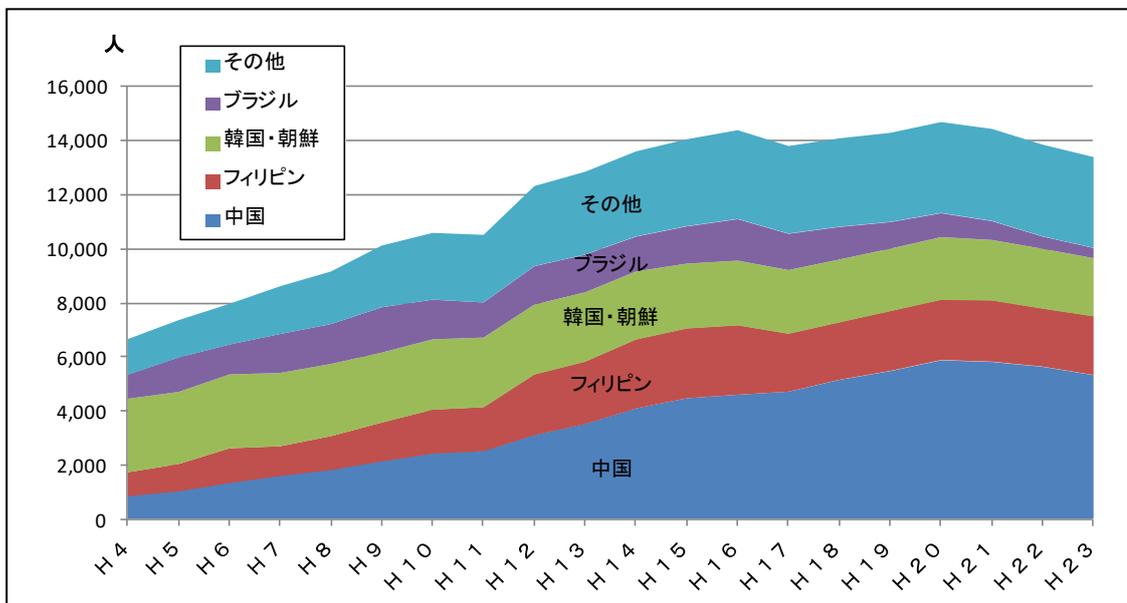
ボランティアによる情報交換

1-3 どのように支援をすればいいですか？

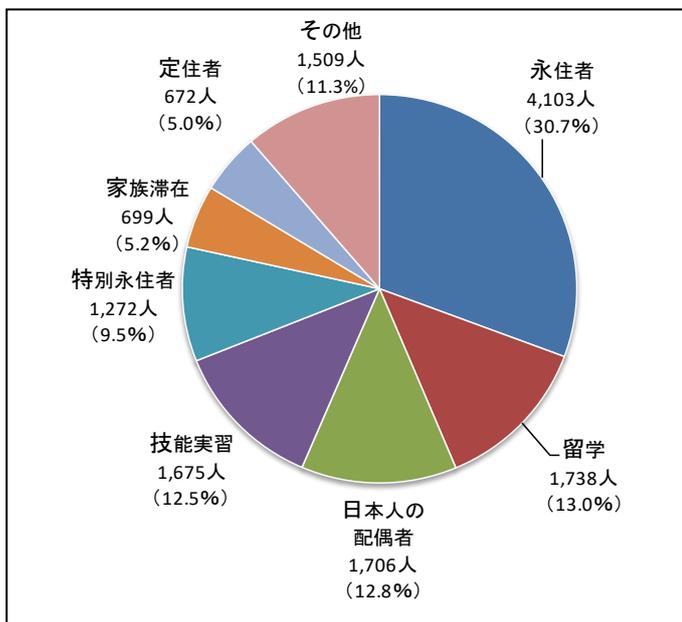
◆一概に「外国人」といっても状況は全く異なります

- 外国人と一概にいても、国籍はどこか、在留資格は何か、独身か既婚か、単身か家族と同居しているか、在留期間は何年か、日本語が理解できるかなど、各人の状況は全く異なります。
- 新潟県内の外国人登録者(平成23年12月末現在で13,374人)を国籍別にみると、中国(39.9%)、フィリピン(16.2%)、韓国・朝鮮(16.1%)、タイ(2.9%)、ブラジル(2.6%)の順に多くなっています。
- 在留資格別にみると、永住者(30.7%)、留学(13.0%)、日本人の配偶者(12.8%)で半数以上を占めています。

新潟県の国籍別外国人登録者数の推移 (資料：法務省「登録外国人統計」)



新潟県の在留資格別外国人登録者数の構成 (H23年末)

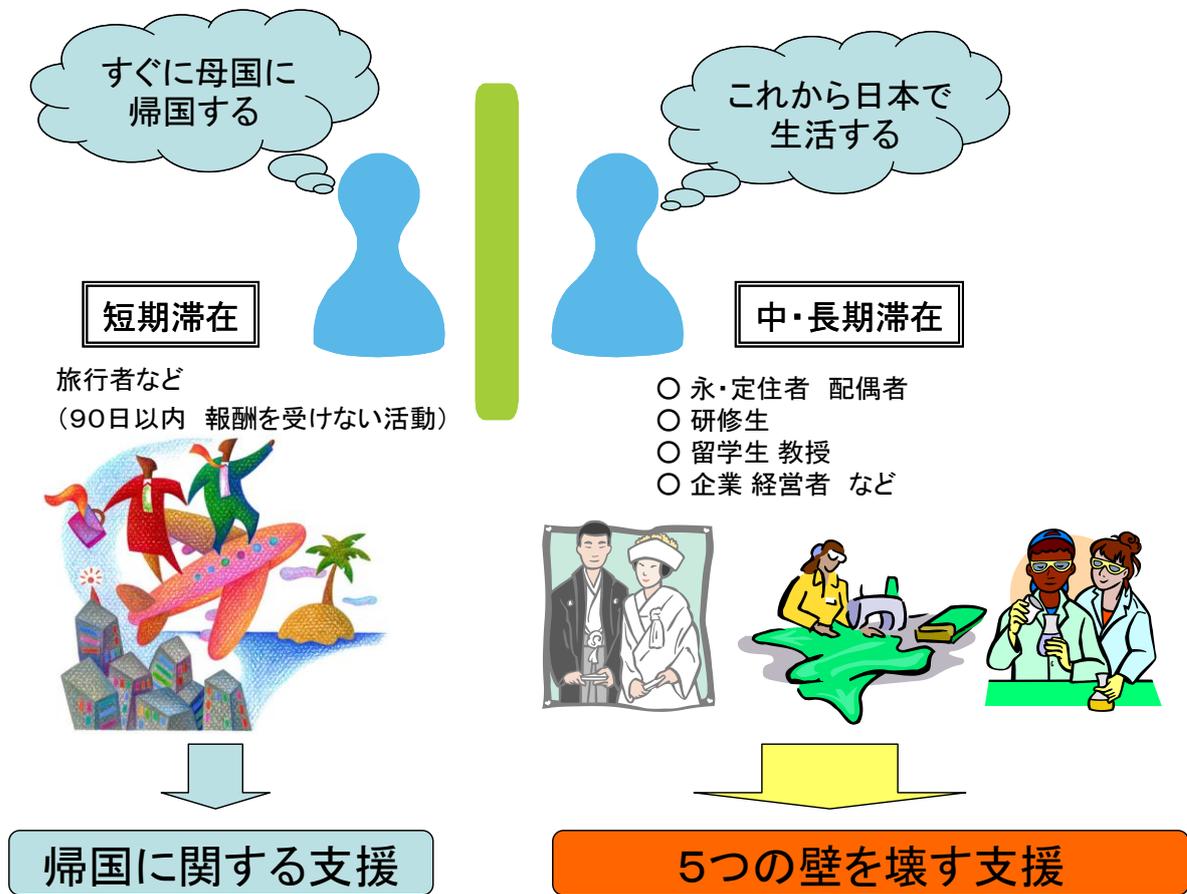


本書巻末の参考3に詳細なデータを掲載しています。

◆外国人被災者の状況に応じた支援が必要とされます

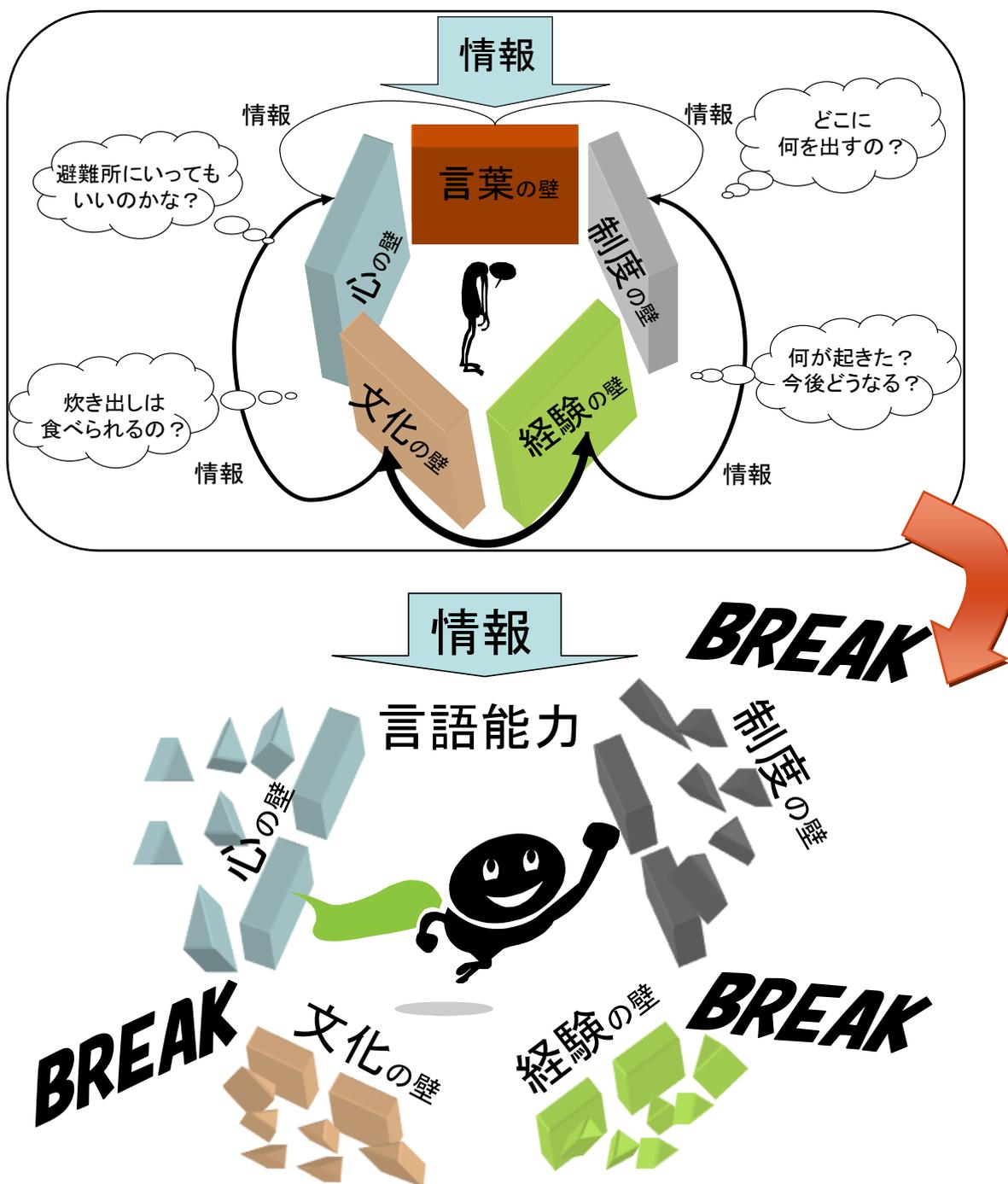
- 外国人被災者の状況、特に在留資格（滞在目的）や滞在期間、本人の「言語能力」（日本語の理解力）、「助けてくれる人（身近な支援者）の存在」などに応じて、求められる支援の内容は大きく変わってきます。
- 一例として、「短期滞在者」と「中・長期滞在者」の場合で考えてみます。短期滞在者の場合、災害時は「すぐに母国に帰国する」人であり、帰国に関する支援が中心となります。一方、中・長期滞在者の場合は、災害が発生しても基本的に「これからも日本で生活する」人であり、「5つの壁」を壊していくような支援が求められます。

◆大きく **2** つに分けられます。



◆「言葉の壁」への対応が基本に

- 災害時の支援で最も大切なことは、外国人被災者の「不安」を少しでも解消し、「安心」してもらうことです。
- 外国人は「災害時要支援者」に位置付けられていますが、身体的な弱者というよりも、日本語が十分に理解できないという「情報弱者」の要素が大きいといえます。
- 行政機関等が発信する災害関連情報を、外国人被災者が理解できるかたちできちんと届けることができれば、不安や困難を大きく軽減することができ、「安心」につながります。各自の判断や行動を助けることにもなります。
- 5つの壁のうち、まずは「言葉の壁」を壊し、外国人被災者の状況に応じて必要な情報を流しながら、他の壁も壊していくような支援活動を心がけましょう。



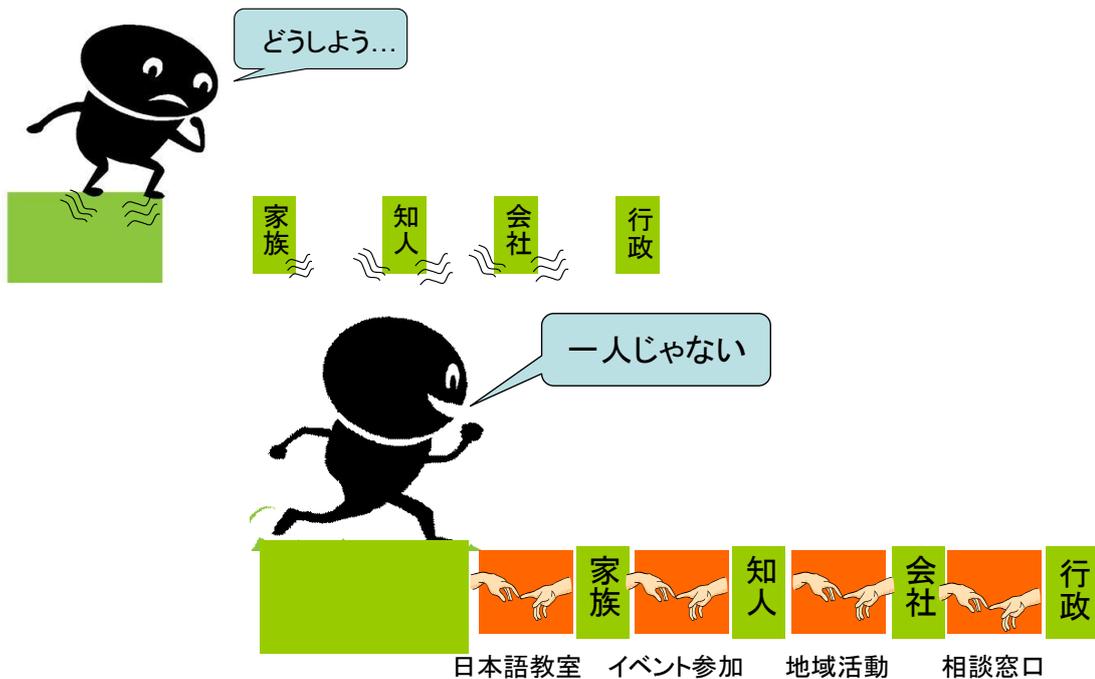
2. 災害時の外国人支援 実践へ

□ 外国人支援の実践にあたり、必要となる平時からの備え及び災害時の具体的な対応と活動内容について整理しています。

2-1 平時からの備え

◆平時の活動(備え)こそが重要

- 実は災害が起きてしまった時にはもうおそいのです。平時から外国人支援につながる様々な準備を進めていかなければなりません。
- それは特別なことではなく、例えば、日本語教室、イベント開催、地域活動、相談業務といった平時の活動こそ最大の備えであり、災害時の対応を想定した上で平時の活動の意義を見直し、外国人の自助力を強化したり、日本人の外国人に対する理解を深めたり、支援者の緩やかな連携をつくるなどの視点を含めた展開が求められます。



◆外国人住民の状況を的確に把握しておくことがすべての基本

- 先述のとおり、外国人被災者の状況によって、必要とされる支援の内容は大きく変わってきます。したがって、普段から地域にどのような外国人がどの程度生活しているのかを的確に把握しておくことが不可欠と言えます。これがすべての基本です。
- 把握すべきデータとしては、外国人登録を中心に、外国人関係機関・団体等の連絡先などの基礎データを整理しておくことが重要です。
- 外国人登録データを国籍別、在留資格別に把握することで、災害時の安否確認等に活用ができます。例えば、留学生は大学に、技能実習生は企業に確認します。

◆「新潟県地域防災計画(震災対策編)」に掲げる各主体の「平時」の役割

- ・新潟県では、「新潟県地域防災計画(震災対策編)」の中で、外国人支援に係る市町村、県(国際課)、外国人関係団体の役割を示しています。
以下は、「平時」の役割を抜粋したものです。

新潟県地域防災計画(震災対策編)の内容(外国人支援関連) 〈平時〉			
市町村		県(国際課)	外国人関係団体
災害時要援護者の安全確保計画における各主体の役割	《現状・ニーズ把握、普及啓発等》 ・在住外国人の現状やニーズの把握、適切な配慮 ・外国人に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布 ・外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底	・災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制の構築 ・市町村間の相互支援体制	《国際交流協会》 ・災害時多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成
	《多言語化表示の推進》 ・避難場所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化		《災害時多言語支援の体制づくり》 ・災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制の構築 ・通訳・翻訳ボランティア等の育成
〈市町村地域防災計画で定める事項〉 ・災害時の多言語支援体制			

<新潟県が照会・把握している基礎データの様式>

在住外国人に関する基礎データ

(平成 年 月 日現在)

市町村名：	担当部署名：	担当者名：
住 所：	TEL:	E-mail:

1 基礎データ

人口（日本人+外国人）	(A)	人
外国人登録者数（総数）	(B)	人
人口に占める外国人の割合	(B) / (A)	%

2 外国人登録者の内訳

国 名		人数	主な在留資格		
1			人	人	人
2			人	人	人
3			人	人	人
4			人	人	人
5			人	人	人
6			人	人	人
7			人	人	人

3 外国人関係機関・団体等（大学、企業、国際交流協会等の外国人支援団体、外国人の利用・宿泊が多い施設、外国人に関する情報を有する者等）

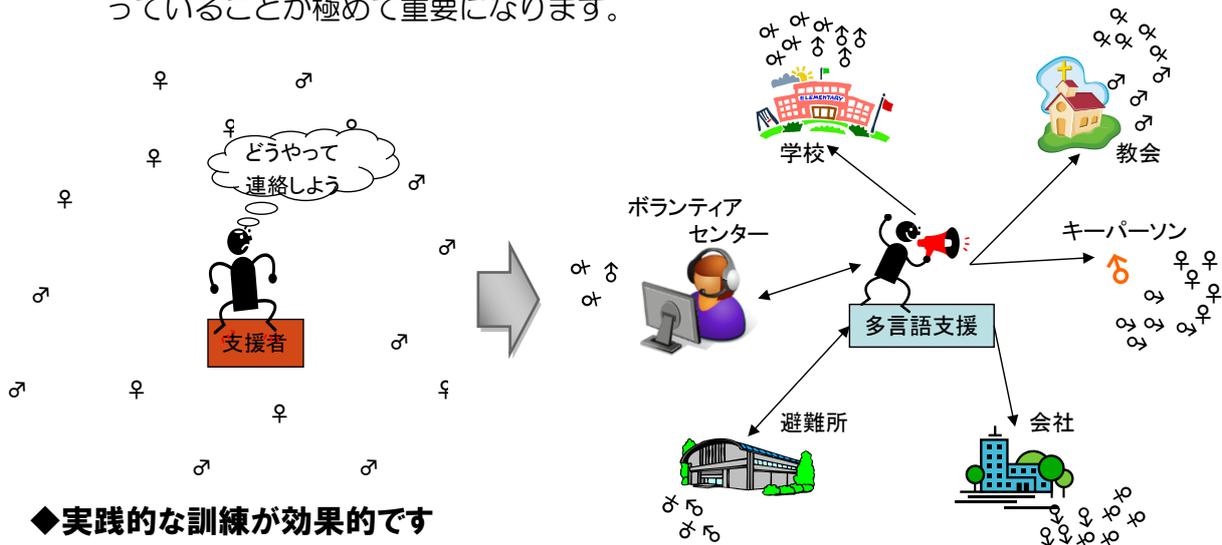
機関・団体名等	部署名（担当者名）	連絡先

4 通訳・翻訳等依頼先

言語	依頼先	連絡先

◆災害を想定した関係者等の体制づくりを

- 外国人住民の状況を数字で把握しているだけでは実態はわかりません。
- 外国人住民は、国籍や所属等に応じて独自のコミュニティ（仲間）を形成している場合が多くみられます。日頃からそれぞれのコミュニティのキーパーソンとつながりを持つておくことで、安否確認やニーズ把握、情報提供等をスムーズに行うことができます。
- また、普段から外国人支援に関わっている人どうしが、お互いに顔の見える関係になっていることが極めて重要になります。



◆実践的な訓練が効果的です

- 平時からの備えとして、実践的な訓練が効果的です。
- 新潟県では、市町村の国際交流や防災担当者、国際交流協会の担当者等を対象に、災害時の外国人支援に必要な取組についての理解を深めるためのセミナーを開催しています。さらに、これらの担当者に加え、災害時の多言語支援ボランティア、地域の在住外国人の皆さんからも参加をいただき、実践的な模擬訓練（避難住民役の外国人への情報提供、ニーズの聞き取り、対応の検討など）を実施しています。こうした訓練に積極的に参加し、災害時の自らの役割ややるべきことを理解することが必要です。
- 財団法人自治体国際化協会では、「訓練事例集」として各地の訓練を紹介していますので、訓練実施の参考にしてください。

(<https://www.clair.or.jp/j/multiculture/tagengo/saigai.html>)

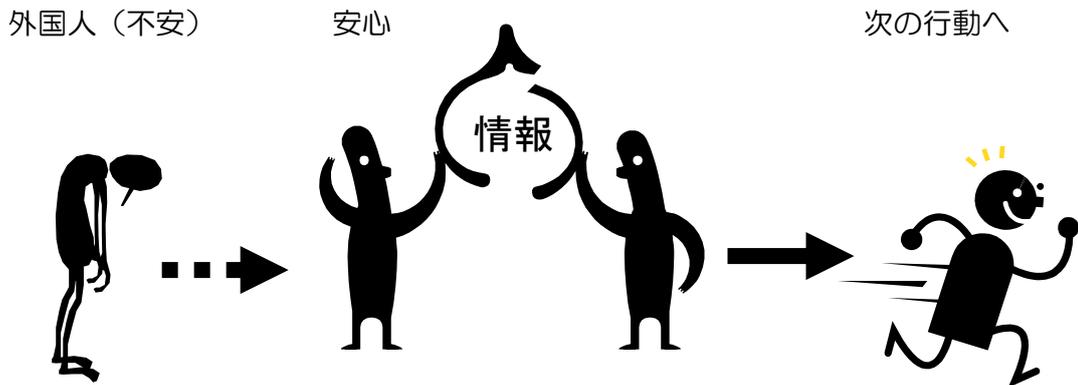
災害時外国人支援に関する主な訓練の種類（資料：財団法人自治体国際化協会）

分類	訓練の種類	概要
避難所	避難所体験	実際の避難所である小学校の体育館等を使用し、外国人住民を交え、避難所体験訓練として避難所での生活がどのようなものであるかを体験します。
	多言語情報提供 (翻訳訓練も含む)	避難所の受付表・物の名前・災害情報・避難所のルール等の多言語シートを翻訳作成し、掲示します。
	避難所巡回	言語通訳ボランティアが避難してきた外国人住民のニーズを把握し、正しい災害情報を多言語で伝えます。
災害時多言語支援センター	設置運営	災害多言語支援センターの設置や運営を通じて組織的な運営方法を実践します。翻訳訓練も行われます。
	各種機関との連携	他の各種機関と連携したり、全国から来るボランティアの受け入れ体制等を構築したりします。

2-2 災害発生時の対応 ～災害多言語支援センターを中心に～

◆まずは「言葉の壁」から、多言語で情報を提供

- まずは「言葉の壁」からです。災害に関する様々な情報を、外国人被災者が理解できる言語で提供することにより、「安心」してもらうことが基本になります。



◆「やさしい日本語」こそ多言語支援の基礎

- 実は日本語を多言語で翻訳するよりも、「やさしい日本語」で伝えた方が外国人に理解してもらえることも少なくありません。
- 例えば、「地震」という経験がない国の人に、「地震」という言葉をそのまま翻訳しても伝わりません。「大地が揺れました」というやさしい日本語に置き換えてあげれば理解してもらえます。
- 「避難所」という仕組みも、日本独自のものであり、外国ではあまり見られないそうです。翻訳するのが難しい言葉の一つです。この場合は「安全でいろいろなサービスが受けられます。国籍は関係ありません。」というやさしい日本語に置き換えて表現したり、あるいはそれを翻訳して伝えたりすることが必要となってきます。
- 一般的に、「多言語支援＝英語」と考える傾向が強くありますが、外国人住民の中で英語圏の人の割合は少なく、中国人やブラジル人はあまり英語を使いません。また、英語圏の人は、インターネットから入手できる情報量が比較的豊富です。
- 多言語支援に際しては、国際語としての日本語、やさしい日本語（Plain Japanese）で情報を伝えるという姿勢がとても重要です。



やさしい日本語、理解できる言語で

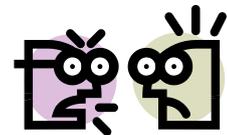
見る



聞く



話す（相談する）



◆「新潟県地域防災計画(震災対策編)」に掲げる各主体の「災害時」の役割

- 新潟県では、「新潟県地域防災計画(震災対策編)」の中で、外国人支援に係る市町村、県(国際課)、外国人関係団体の役割を示しています。以下は、「災害時」の役割を抜粋したものです。

新潟県地域防災計画(震災編)の内容(外国人支援関連)			
〈震災時〉			
	市町村	県(国際課)	外国人関係団体
応急対策時の各主体の責務	<ul style="list-style-type: none"> 災害時、要援護者の安全の確保 県、防災関係機関への協力要請や災害時要援護者情報の共有 災害時要援護者の迅速な安否確認 避難後の災害時要援護者支援窓口、要援護者の安全確保 外国人に対する適切な情報提供等の支援 <p>〈市町村地域防災計画で定める事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人支援対策 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等からの情報収集 関係職員等の派遣 国や防災関係機関と協働した市町村等の活動支援 外国人に対する情報提供等の支援 	<p>《国際交流協会》</p> <ul style="list-style-type: none"> 多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の確保 県内外関係団体への協力要請 <p>《外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体》</p> <ul style="list-style-type: none"> 所属外国人の安全確保 被災・避難上業の把握、市町村への報告
応急対策時の業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の被災・避難状況の確認 多言語支援窓口の設置及び情報提供、相談等の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 通訳・翻訳ボランティア等の確保

◆必要に応じて「災害多言語支援センター」を設置します

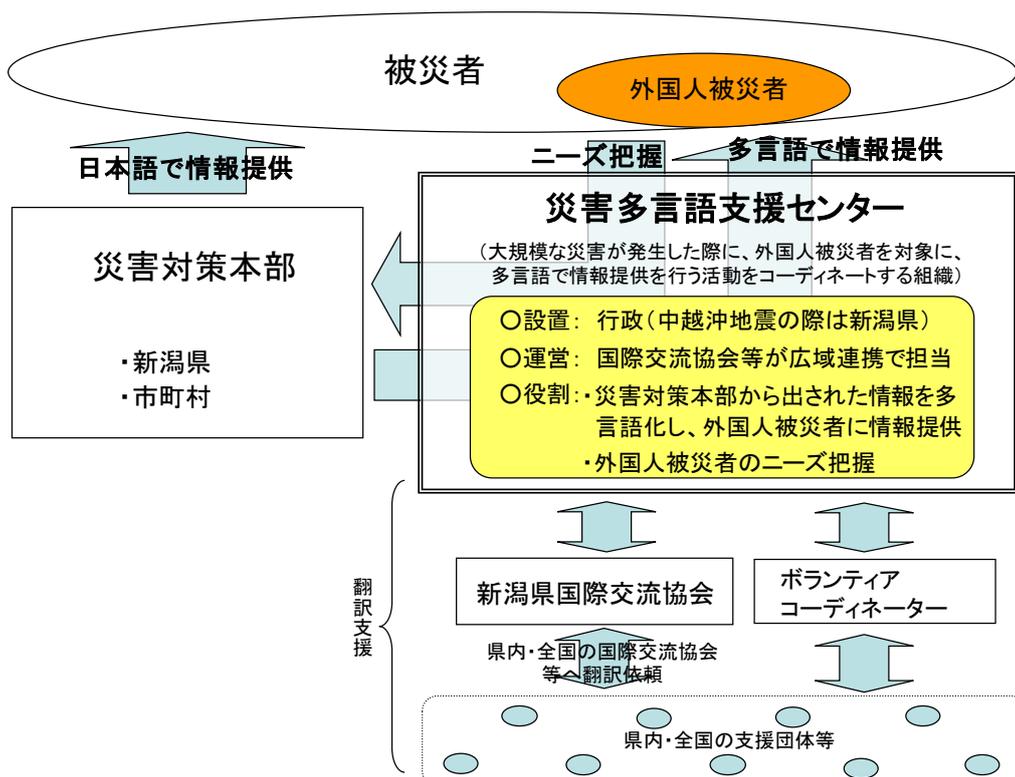
- 災害の規模が大きくなると、個々の状況に応じて多言語支援を行うことが現実的に難しくなり、包括的に多言語支援機能を担う仕組みが必要となってきます。それが「災害多言語支援センター」です。
- 災害多言語支援センターは、被災地において関係機関が連携しながら、外国人被災者のニーズに応じて、多言語による災害情報発信や避難所巡回を行う際の拠点となるものです。ここを基点として、5つの壁に応じた柔軟かつきめ細かな支援活動を展開していくことが期待されます。
- 財団法人自治体国際化協会では、「災害多言語支援センター設置運営マニュアル」をホームページで公開しております。活動内容や手順等の詳細についてはこちらを参照してください。（<https://www.clair.or.jp/j/multiculture/tagengo/saigai.html>）



■災害多言語支援センターの主な業務

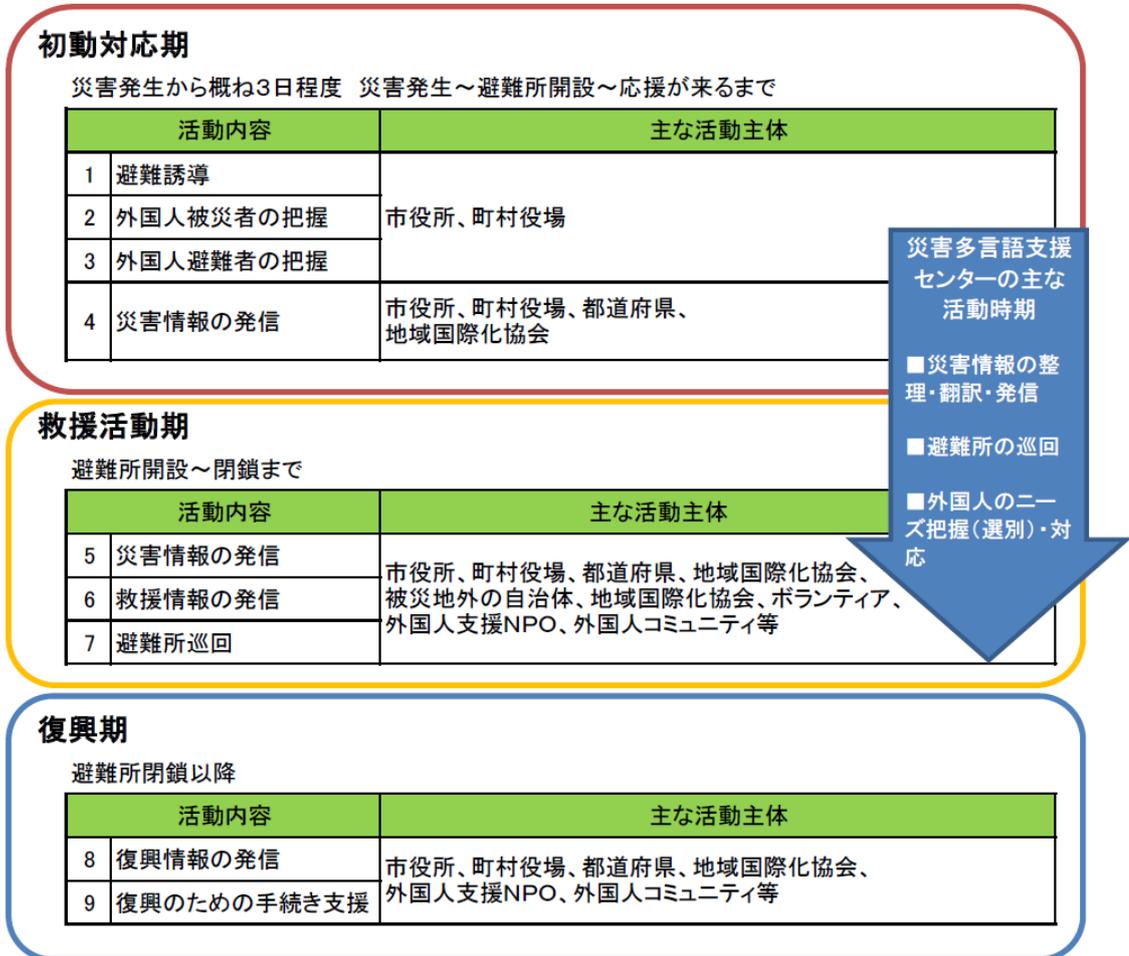
- 行政機関等が発信する災害情報を、やさしい日本語及び多言語に翻訳して外国人に届ける。
- 避難所を巡回して、外国人の状況を把握するとともに、ニーズを選別し、必要な情報を多言語化して外国人に届ける。

<災害多言語支援センターのイメージ>



<災害発生後の時期に応じた対応>

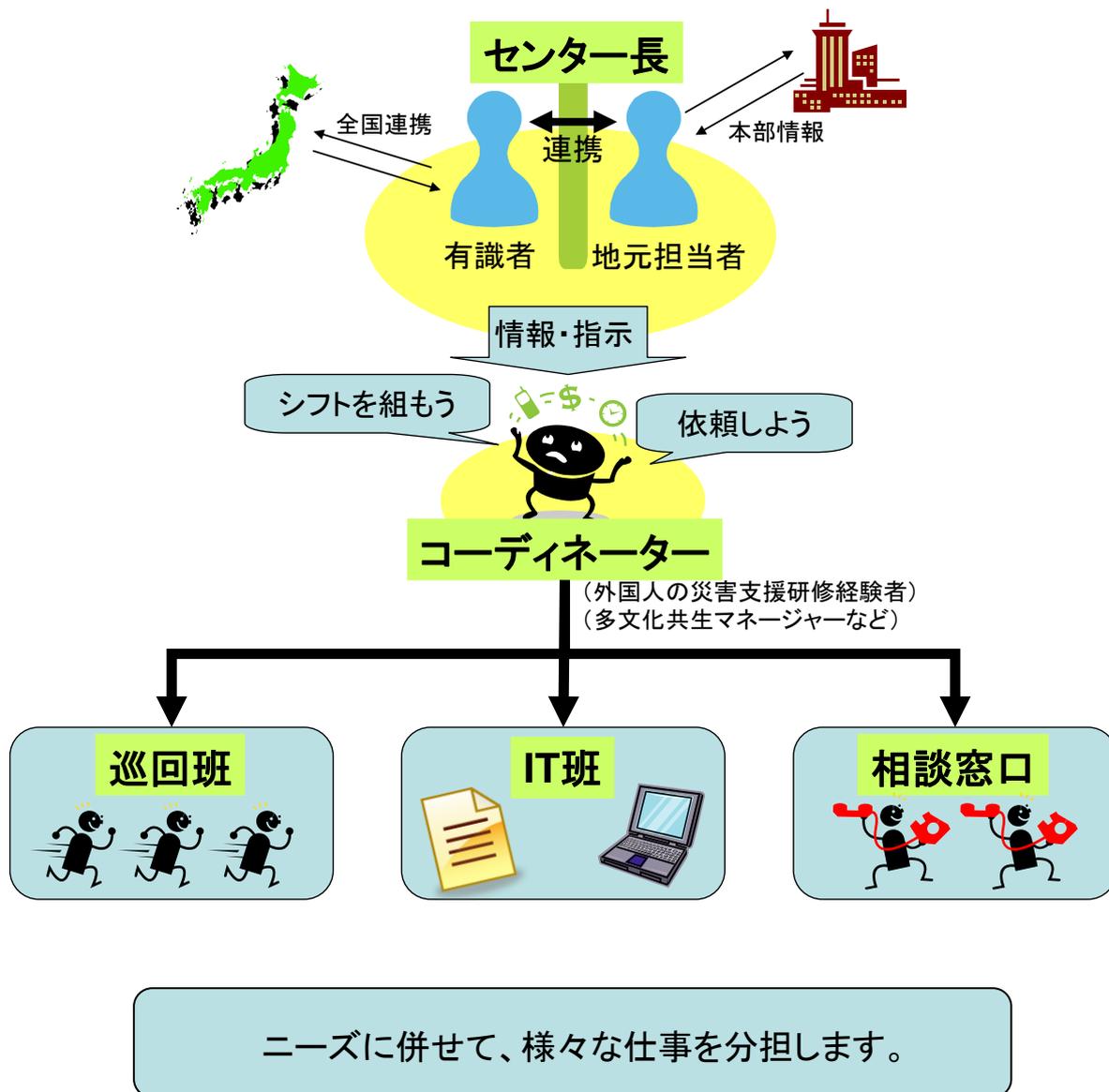
- 災害発生時の外国人支援は、時期に応じて、災害多言語支援センターを含むそれぞれの機関が役割を担っていくこととなります。



(出典：災害多言語支援センター 設置運営マニュアル (財)自治体国際化協会)

<運営体制のイメージ>

- 有識者と地元担当者を中心に役割分担が必要です。



- 日々ボランティアは変わります。
わかりやすい引継ぎ資料を準備しましょう。



【巡回班のイメージ】

- 事前に過去の巡回レポート等を読み、状況を把握しておきます。
- 災害情報を避難所に掲出し、必要があれば各避難者へ個別に説明を行います。
- 会話を通して情報収集します。
- 巡回結果は本部に正確に伝えます。



【ワンポイントメモ】

災害時は多くの場合は混乱しているため、「困っていることはありませんか？」といっても答えられないケースが多いです。巡回の際は、「また明日も来ますね」と声をかけて、見守っていることを伝え、安心させましょう。

【IT班のイメージ】

- 支援拠点のIT環境整備、備品の整備をします。
- 災害対策本部の情報や巡回情報を文書化し、外部へ翻訳の依頼をします。
- 内部の情報整理を行い、情報を共有するためのサポートをします。



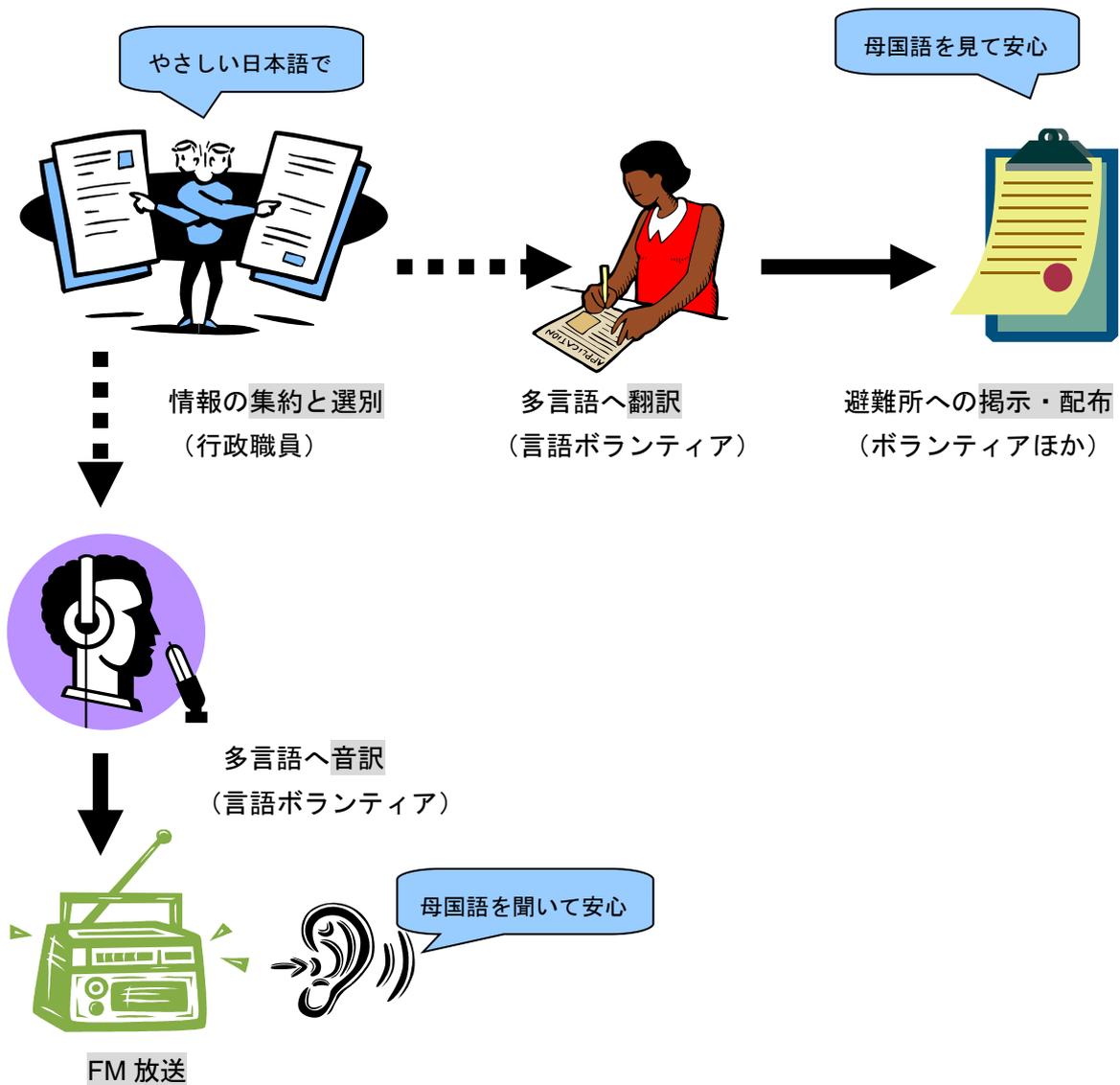
【相談窓口のイメージ】

- 災害時には、災害に起因する相談や日常生活の延長にある相談（在留手続き・医療・育児の問題など）が混在します。相談窓口ではこれらの情報を選別し、適切な機関の紹介などを行います。



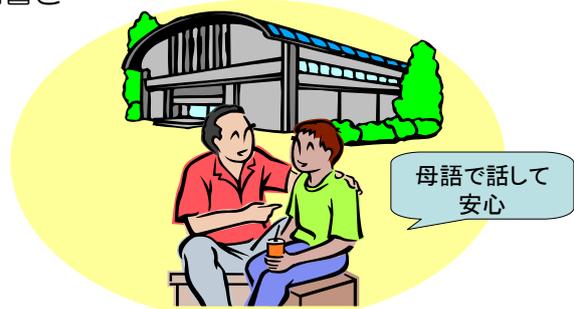
◆災害多言語支援センターの活動① 災害情報を翻訳して発信します

- 行政機関等が発信する災害情報を集約して翻訳作業を行い、避難所への掲示やチラシの配布、ラジオ等を通じて情報を届けます。
- 翻訳・音訳などの作業は、全国（被災していない地域）の関係機関・ボランティアに依頼し、災害多言語支援センターとしては、情報の伝達やニーズ把握などの現地活動を中心に展開します。
- 外国人被災者の母国語で情報を届けるということは、日本人と同じように情報を受け取ることができるという安心感のみでなく、母国語を見たり聞いたりすることで、「自分たちは見捨てられていない」という安心感を与えることにもなります。
- 例えば、外国人被災者が避難所で母国語の張り紙を見れば、「私もここを利用していいんだ」というメッセージにもなります。



◆災害多言語支援センターの活動② 避難所を巡回して状況を把握します

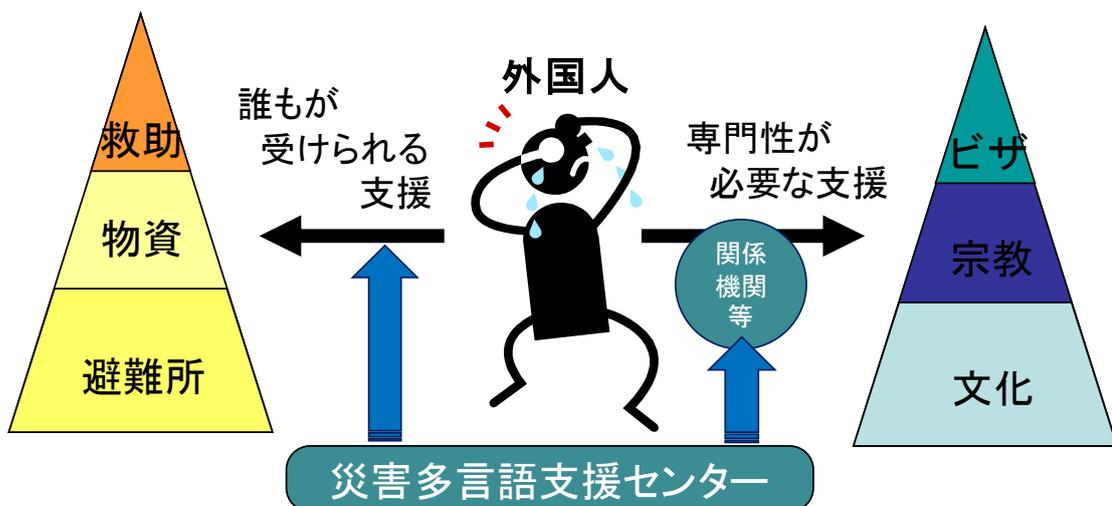
- 通訳ボランティアと地域支援者等が協力して避難所を巡回し、外国人被災者に必要な情報が伝わっているかを把握します。また、外国人被災者のニーズを踏まえ、多言語で翻訳する必要がある情報（防災関連情報など）を選別し、多言語化した上で避難所に掲示したりします。
- 避難所を巡回する際、「災害多言語支援センターの〇〇です」と名乗っても、おそらく相手はわかりません。最初は「国際交流協会の〇〇です」「地球広場の〇〇です」「△△市国際課の〇〇です」など、普段の肩書きで紹介する方がいいでしょう。



通訳ボランティア＋地域支援者等

◆災害多言語支援センターの活動③ 「5つの壁」を踏まえた柔軟な対応

- 災害多言語支援センターの活動は、以上のように、災害情報の翻訳と避難所巡回を中心として、主に「言葉の壁」と「心の壁」を乗り越えていく支援活動といえます。
- しかしそれだけに限定されるものではありません。5つの壁によって、外国人ならではの様々な要望や支援ニーズが予想されます。そのようなときは、関係機関・支援者と連携して問題解決に取り組むことになります。日頃から関係機関・支援者との協力関係をつくっておくことが重要です。



柏崎多言語支援センター（新潟県中越沖地震）の避難所巡回の経験より

【在留資格関連】

（相談例）

- ・パスポートがない、切れている。
- ・在留資格がない。
（不法残留、資格外労働など）
- ・すぐ帰国したい！



（対応例）

- ・緊急性のあるものを優先して対応する。
- ・合法的に滞在できるように、関係機関と協働で関わる。
- ・帰国に関しては、入国管理局に問い合わせると災害特例もあるので、確認する。
- ・災害規模によって、大使館や学校も対応することがある。適宜情報を収集する。

【生活関連】

（相談例）

- ・原子力発電所の事故の影響は？
- ・日本式のお風呂に慣れない、食べられるものがない。
- ・離婚を考えている。



（対応例）

- ・個人的な要求に対する個別対応は避けるべきだが、避難所担当者には必ず伝え、工夫や方法を一緒に考える。

【就労関連】

（相談例）

- ・地震で工場が壊れた。働けない期間の給与は？
- ・解雇されるかもしれない。
- ・研修生が仕事に戻されたが、建物を怖がっている。



（対応例）

- ・災害後、ハローワークから手続きが示されることがある。
- ・研修生へは、不利益にならないように配慮する。

【情報関連】

（相談例）

- ・中国語の説明がほしい。
- ・古くてもいいから中国語の新聞がほしい。
- ・タイ語の情報がほしい。
- ・避難所の担当者も外国人がいるかどうかを把握していない。
- ・仮設住宅の情報がほしい。
- ・大使館より自国民の安否確認。

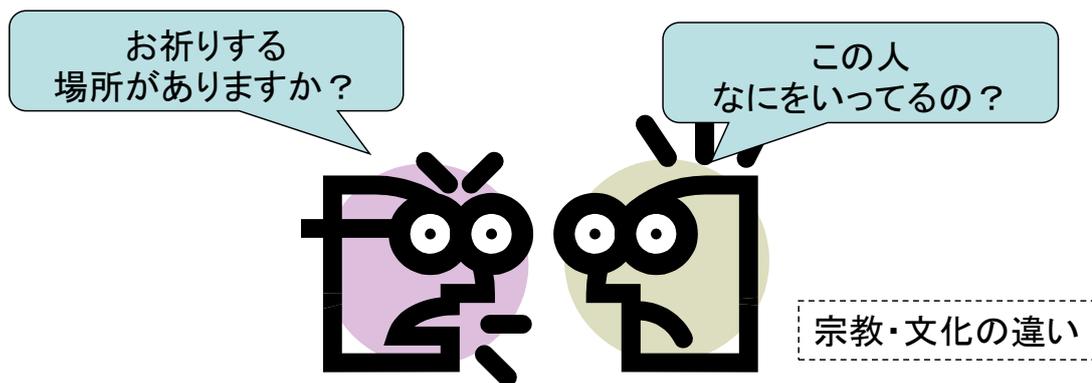


（対応例）

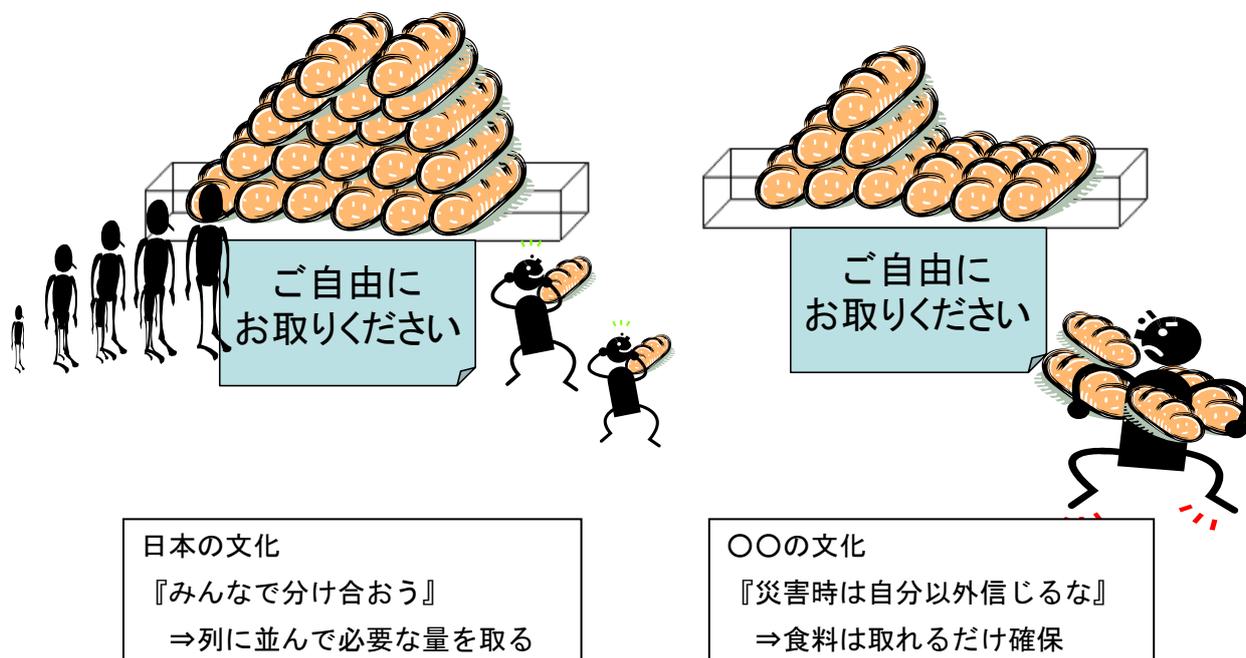
- ・避難所でFM 多言語放送の協力依頼。
- ・個別言語と「やさしい日本語」で対応。
- ・出身国によってネットワークやコミュニティが形成されている場合は、情報伝達がしやすい。
- ・大使館からの安否確認は、多言語支援センター及び避難所ごとでの対応は不要（県国際課・警察で対応）。
- ・特別永住者は通称名（日本名）で避難所名簿に記入されていることがあり、探すのが困難な場合が多い。

◆これからの災害多言語支援センターの活動「文化の翻訳者」になろう

- これからの災害多言語支援センターに求められる機能は、「文化の翻訳者」です。「文化の壁」によって生じる問題を解決するには、それぞれの国の文化、宗教、歴史を正しく理解し、それを踏まえて対処することが必要です。
- 例えば、避難所の配給において、「ご自由にお取りください」と書いてあれば、日本の文化では「みんなで分け合おう」と考え、列に並んで必要な量だけ取っていきます。ところが外国には、「災害時は自分以外信じるな」と考えるところもあり、当然「食料はとれる時にとれるだけ確保する」という行動になります。日本人はこのような文化的背景を知らないため、外国人被災者の行動を非難することになり、結果として外国人を排除することにつながります。
- このような場合、避難所において、日本人と外国人の両方の被災者に対して、両国の文化とそれに基づく行動を理解してもらうことで、トラブルの発生を回避することができるでしょう。
- このような役割を担っていくことが、災害多言語支援センターに求められます。



避難所の配給



3. 将来に向けた課題 ～多文化共生という視点から～

□ 災害時の外国人支援を進めていく上で、今後、実施や対応が望まれる事項を整理しています。

①多文化共生社会こそ目指すべきゴール

- 目指すべきは、災害時の対応をどうするかという視点をさらに引き上げ、「外国人が5つの壁を感じないで生活できる日本社会をいかに形成していくか」ということです。
- これが「多文化共生」の考え方です。国籍、言語、文化や性などの違いを認め、尊重しあう社会が多文化共生社会です。
- また、多文化共生とは、海外から来た人をお客さんではなく、我々の仲間として、地域と一緒に活性化していくという考え方ともいえます。「してあげる」目線になってはいけません。
- 多文化共生社会は、災害時にも強い社会です。多文化共生社会の形成こそ、究極の災害時外国人支援のあり方といえるでしょう。

②外国人を災害時要援護者から頼もしい支援者(担い手)へ

- 新潟県地域防災計画の中では、外国人を高齢者や障害者と同様にいわゆる「災害時要援護者」として位置づけています。しかし、「5つの壁」による障害さえ取り除けば、頼もしい支援者になります。
- 日本は人口減少と高齢化の進行によって、災害時支援の担い手が減少するとともに、高齢世帯等の要援護者は増加の一途をたどっています。一方、一般永住者の資格を持つ外国人は年々増加しています。むしろ災害時支援の担い手確保のための外国人支援のあり方が求められているのです。
- 災害や防災の知識が乏しい外国人住民に対して、「当たり前の防災知識を学べる機会」を提供し、災害時の自助力を高めておくことも効果的です。
- 日本語能力の高い外国人（例えば留学生など）は、その国の「文化の翻訳者」としても適任です。
- 当事者意識が高く、地域の力になれる外国人住民も少なくありません。外国人も参画する地域防災体制を構築したり、地域コミュニティ活動への参加を促すなど、ご近所や地域活動の様々な場面で顔が見える関係づくりが重要です。
- 例えば、居住地域（町内会・自主防災組織等）では、様々な防災訓練が実施されていますが、外国人住民が参加しているケースはまれです。外国人住民も当たり前のように地域の防災訓練に参加するような環境づくりが強く求められます。



③「やさしい日本語」を外国人支援の公用語に

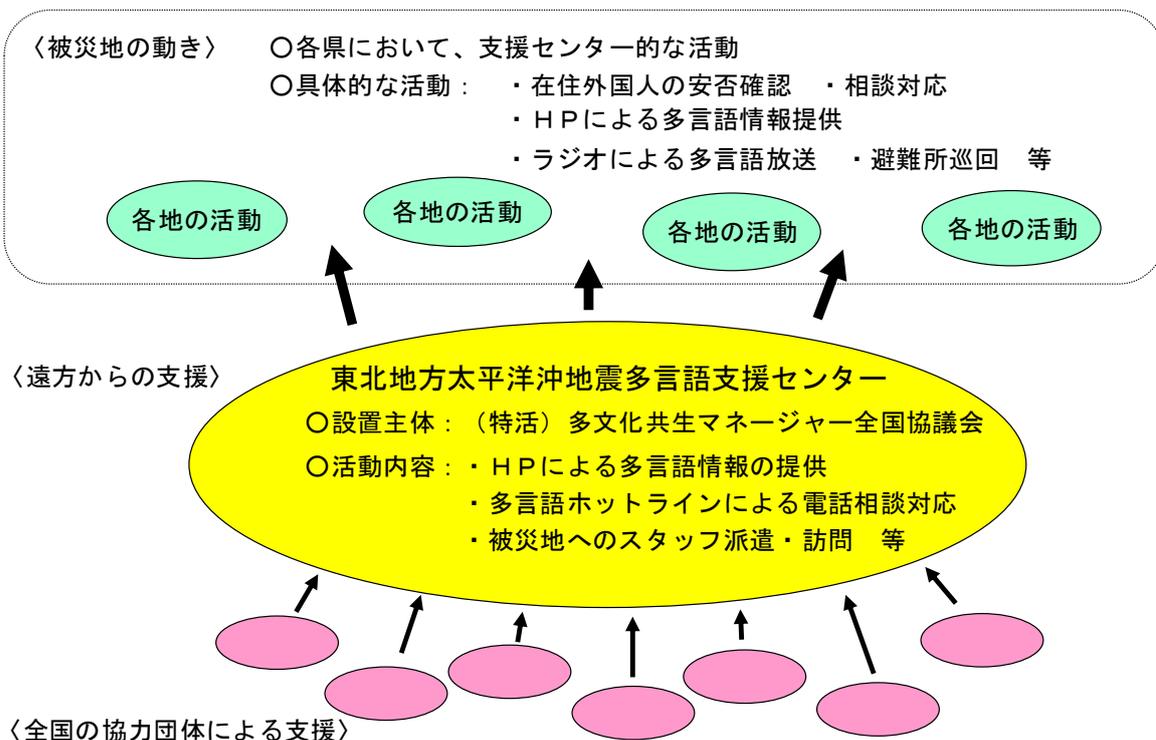
- 「やさしい日本語」が多言語支援の基礎になります。これは災害時だけにいえることではなく、平時の生活においても同じことがいえます。外国人が接するあらゆる場面において、日本独自の難しい表現をわかりやすい表現に変えた「やさしい日本語」の活用が必要です。
- 「国語」と「国際語の日本語」は違います。国際語としての日本語＝「やさしい日本語」を外国人支援の公用語として普及・定着させることによって、災害時のみならず、生活全般において外国人の自助力を促すことになり、災害時においても要援護者ではなく支援者として行動することにつながるはずです。



④東日本大震災のような広域型災害への対応も視野に

- 東日本大震災のような広域型災害の場合、災害多言語支援センターを地域自己完結型で設置・運営することは現実的に難しくなります。その場合には、被災地でセンター（拠点となる機能）を立ち上げつつ、足りない機能を全国的なネットワークで補完するような体制づくりが必要となります。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、国、県、関係団体等の連携の下、全国レベルで外国人支援のネットワークづくりが進められています。各自治体・関係者等においては、大規模災害の発生に備え、これらの動向を把握しつつ、必要に応じてすぐにネットワークにつながるよう、日頃から準備をしておくことが重要です。

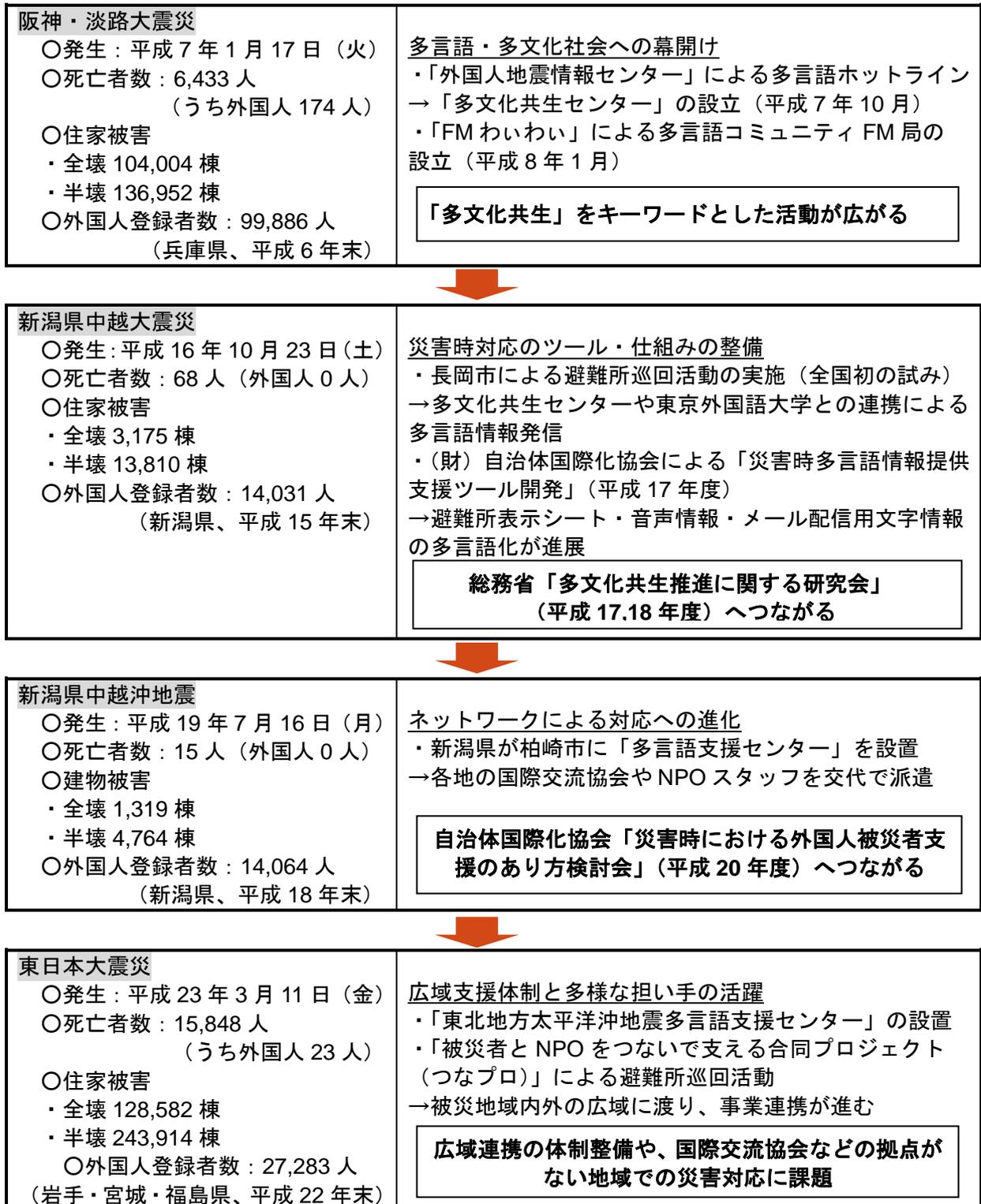
<東日本大震災での外国人支援のイメージ>



参考1 過去の災害経験から外国人支援を学ぶ

(1) 災害時の外国人支援の変遷

大規模な災害のたびに外国人支援は進化してきました。



(2) 阪神・淡路大震災(平成7年)では？

外国人集住地域、家屋倒壊・火災

- 死者の6,433人のうち、外国人は174人。倒壊と火災によって、古い木造住宅（関西でいう文化住宅）に被害が集中しました。
- 古い木造住宅は賃料が安いため、学生や経済的に困っている方が居住していました。特に外国人留学生、派遣労働者、在日コリアンの高齢者などが多く住んでおり、震災の犠牲になりました。

異文化摩擦、情報不足

- 当時は携帯電話やインターネットがそれほど普及しておらず、外国人は公衆電話（国際電話）で連絡を取っていました。
- 避難所では、異文化摩擦や情報不足による不安な声が多く聞かれました。
- この経験がきっかけとなって、「外国人地震情報センター」による多言語ホットラインがはじまり、「FM わいわい」における多言語コミュニティFM局が設立されました。



(3) 新潟県中越大震災(平成16年)では？

多言語支援センター設置

- 外国人支援を担うべき行政職員も被災し、自宅の処理に追われ、参集できない人が多数いました。出勤後も本部対応に動員され、少人数の担当者でかろうじて外国人支援を行いました。
- 日常の外国人支援の拠点である長岡市国際交流センターが使用不可(停電、電話不通、建物自体の倒壊の恐れ有り)となったため、急遽、市役所の4階に、阪神淡路大震災の経験を活かして「多言語支援センター」を設置しました。
- 多言語支援センターでは、①多言語表示シート（横浜大学作成）の張り出し、②FM多言語放送、③避難所の巡回（全国初）を行いました。
- 大使館派遣のカウンセラー等による母国語でのカウンセリングを行いました。
- 長岡市以外の周辺市町村は、ほぼ全職員が本部と避難所対応に追われ、外国人支援は皆無でした。そこで、道路が寸断されていることを考慮し、多言語支援センターでバイク隊を結成して、広域的に避難所を巡回しました。



外国人支援に関する問題など

- 当時、長岡市に居住していた外国人の国籍は 58 カ国。60%が地震の経験のない国から来ていました。特に中国人のお嫁さんが多く、日本語が通じませんでした。
- 地震を理解できない外国人は、自国の文化の物差しで地震を認識しようとしていました。例えばブラジル人は「終末論によって世界が壊れた」、フィリピン人は「クーデターが起こった」と思ったそうです。
- 当時の外国人登録制度では、個人情報（在住状況）の特定が困難であり、大使館からの安否確認に対応できませんでした。
- 連絡が取れない外国人が多く、病院で死亡者や負傷者の情報を収集しました。
- 地震を初めて経験する外国人の割合が多く、避難所のこともほとんどの人は知りませんでした。
- 外国人の中には、条件のいい避難所を探して毎日移動する人がいました。また外国人は避難所に入れないと思い込み、避難所の前に自動車を止めてそこで過ごしている人が多数いました。
- 平時から外国人相談窓口の担当者がいない近隣市町村の外国人被災者は、長岡市の国際交流センターに連絡してきました。

(4) 新潟県中越沖地震(平成 19 年)では？

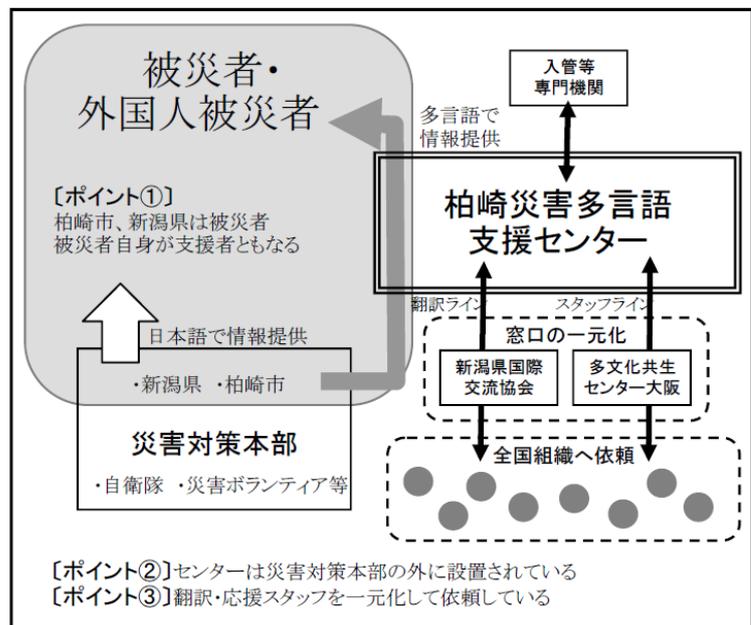
多言語支援センター設置

- 拠点組織となる柏崎地域国際化協会の事務局長（キーパーソン）が、家屋全壊という被害を受け、外国人支援を統率できる状況ではありませんでした。
- そこで、関係者が協議し、地震後 3 日目に、新潟県が主体となって「柏崎多言語支援センター」を設置し、全国の関係団体の協力を得て協働で運営しました。
- 詳細については、財団法人自治体国際化協会発行「災害多言語支援センター設置運営マニュアル」に掲載されています。



地域のキーマンが被災し動けない

地元担当者の家屋が倒壊



(5) 東日本大震災(平成 23 年)では？

多言語支援センター設置



- 3箇所に多言語支援センターを設置しました。
 - ① 東北地方太平洋沖地震多言語支援センター（滋賀）
 - ② 仙台災害多言語支援センター（宮城）
 - ③ 茨城県災害多言語支援センター（茨城）
- 仙台災害多言語支援センターは、国際交流協会の定款に明記されていたため、スムーズに立ち上がりました。東北大学の留学生が活躍しました。



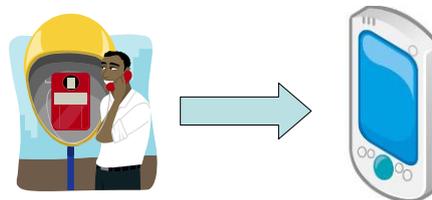
仙台災害多言語支援センター



災害情報引継ぎ版

外国人支援に関する問題など

- 被災した東北3県は、地域の国際交流協会がほとんどなく、市の担当者が1名で兼務していました。東北3県で連携協定を結んでいたのですが、3県全てが被災しました。
- 極めて広範囲に及ぶ災害であり、交通も遮断され、ガソリンや物資が著しく不足したため、初動が遅れました。
- また、原発事故による放射能漏れの不安があり、支援している留学生ボランティアにも家族から帰国の要望が多数寄せられました。
- 阪神・淡路大震災の時の大きな違いは情報量です。インターネットやスマートフォンの普及により、海外ニュースや家族からの安否確認などが容易となり、かえって情報が多すぎて混乱する場面も見られました。メディアで流れている情報は、日本と海外で異なる場合もあります。



外国人も支援者に

- ガソリン不足や道路状況の悪化でボランティアや物資が行きわたらない中、支援活動で活躍したのは地元の中高生でした。そして温かい炊き出しを最初に実施したのは、外国人住民のグループでした。
- 多言語支援センターの運営においても、避難所や地域での活動においても、外国人住民は地域を支える担い手になりました。

参考2 活用したい情報

(1) 財団法人自治体国際化協会の情報

財団法人自治体国際化協会のホームページから、災害時の外国人支援に関する以下のような情報（ファイル）を入手することができます。

<https://www.clair.or.jp/j/multiculture/index.html>

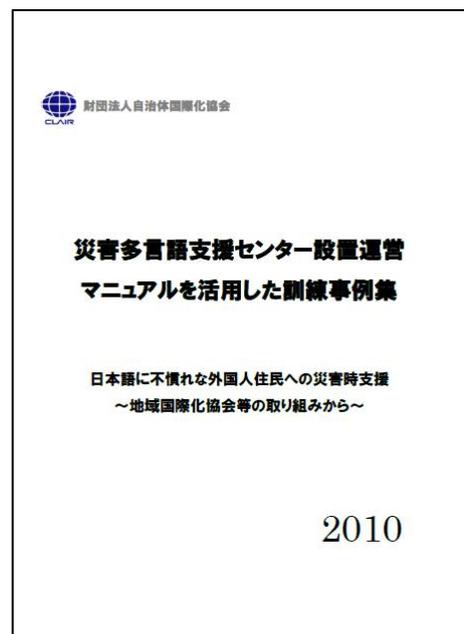
■災害多言語支援センター設置運営マニュアル

- 新潟県中越沖地震が発生した際の「柏崎災害多言語支援センター」の経験を今後に活かすために作成したマニュアルです。
- 災害時に外国人住民へ情報提供を行う災害多言語支援センターを円滑に設置、運営するためのマニュアルをドリル形式でまとめています。
- 広域的な連携の構築、通訳スタッフの取りまとめ、外国人が避難すると予測される避難所数、必要な通訳ボランティア数などを把握できる資料となっています。



■災害多言語支援センター設置運営マニュアルを活用した訓練事例集

- 上記の「災害多言語支援センター設置運営マニュアル」を活用した訓練の事例集です。
- 訓練を避難所型と災害多言語支援センター型とに分け、それぞれの訓練概要を分析し、実際に行われた4地域（仙台市、船橋市、京都市、新潟県）の国際化協会での訓練事例を取り上げ、訓練の必要性や今後の課題等を紹介しています。
- 災害に備え、各地域で防災訓練を企画・実施する際に積極的にご活用ください。



■災害時多言語情報作成ツール

- 自治体等において、外国人住民に対する円滑な情報提供を支援するため、以下の3つのツールを用意しています。

① 多言語表示シート作成ツール

災害時において避難所等で掲示による文字情報の提供ができます。

対応言語

日本語・やさしいにほんご・中国語（簡体字）・
中国語（繁体字）・韓国朝鮮語・英語・ポルトガル語・
スペイン語・タガログ語・ベトナム語・
インドネシア語・ロシア語



② 携帯電話用多言語情報作成ツール

携帯 Web サイトに、災害時の被害情報、生活情報、余震情報等を簡易に掲載することができます。

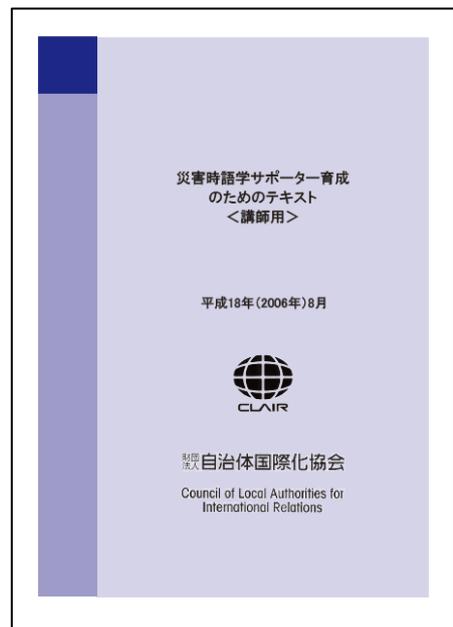
③ 言語音声情報作成ツール

音声メディアを通じて、災害用の告知や被災者への注意等を行うことができます。

■災害時語学サポーター テキスト・用語集・表現集・関係資料

- 外国人住民とのコミュニケーション能力を有する「災害時語学サポーター」を育成するための「テキスト」と「用語集・表現集・参考資料」です。
- テキストは、通訳として関わる心得や基礎的技術等を記載しており、研修会を自主的に開催できるよう、「講師用」と「研修者用」の2つの種類があります。
- 用語集・表現集・参考資料は、災害時に必要となる550にわたる用語・表現を6言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語）で用意しており、在留資格や外国人登録等の制度情報を掲載しています。

日本語	やさしい日本語	中国語
あ行		
案内		咨询、问讯
多くの	たくさんの	许多
受付		接待、咨询
営業中		营业中
か行		
対応する	確かめる、よく見る	辨认
家族		家人
かなり	とても	非常
（～）に関する	（～）についての	有关……
隣接部		邻接部
近所	ちかく	附近
詳しく情報が分かる	分からないことを聞くことができる いろいろな情報がわかる	了解详情 了解详情
現金	お金	现金
現在	今	现在
高齢者	年をとった人	老年人
この地域の		这个地区的
近		附近
さ行		
殺到する	人が急にたくさん来ること	蜂拥而至
さまたがひ	じやま	妨碍
指定された	決められた、決まった	指定
周囲の状況	周りのようす	周围的情况
宗教		宗教
集団で	（みんな）で一緒に	集体的



(2) 新潟県の情報

■新潟県ホームページ(トップページ) <https://www.pref.niigata.lg.jp/>

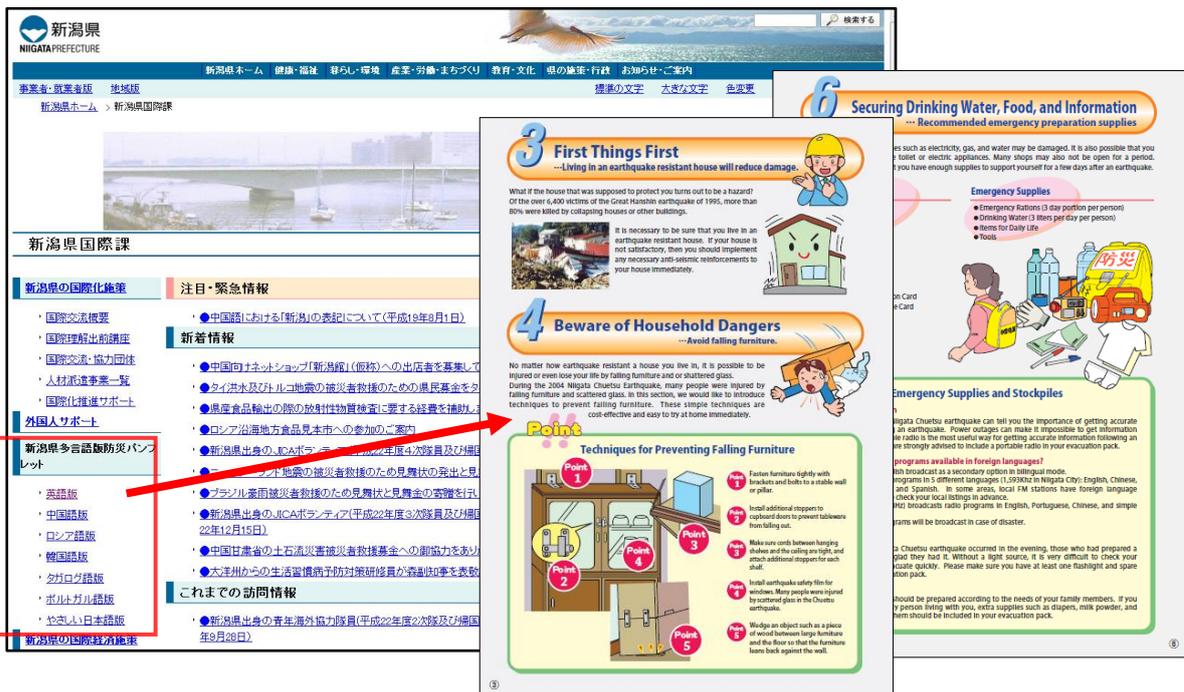
- 新潟県ホームページのトップページから、各言語の情報を閲覧することができます。
- 現在、東日本大震災による福島原発事故に伴い、放射線測定データ等を、英語、中国語(簡・繁)、韓国語、ロシア語に翻訳し、県ホームページに掲載しています。



各言語のホームページにはここから

■新潟県国際課ホームページ <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kokusai/>

- 新潟県多言語版防災パンフレットとして、英語・中国語・ロシア語・韓国語・ポルトガル語・タガログ語・やさしい日本語があります。



(3) 長岡市国際交流センター地球広場「地震時避難リーフレット」

- 新潟県中越大地震の経験を活かして、在住外国籍市民のために絵文字をデザイン開発しました。
- 入手方法等については、長岡市国際交流センター地球広場にお問い合わせください。
新潟県長岡市大手通 2-2-6 ながおか市民センター1F 電話 0258-39-2714



外国籍市民用「地震時避難リーフレット」は、こんな声をきっかけに作るようになりました。

「避難の手引き」があると、とても助かります。
バイヤ マドリ インド

「避難所」は、僕たちが行ってもいいのですか？
ムルグシャム ジャヤプラカーシャ インド

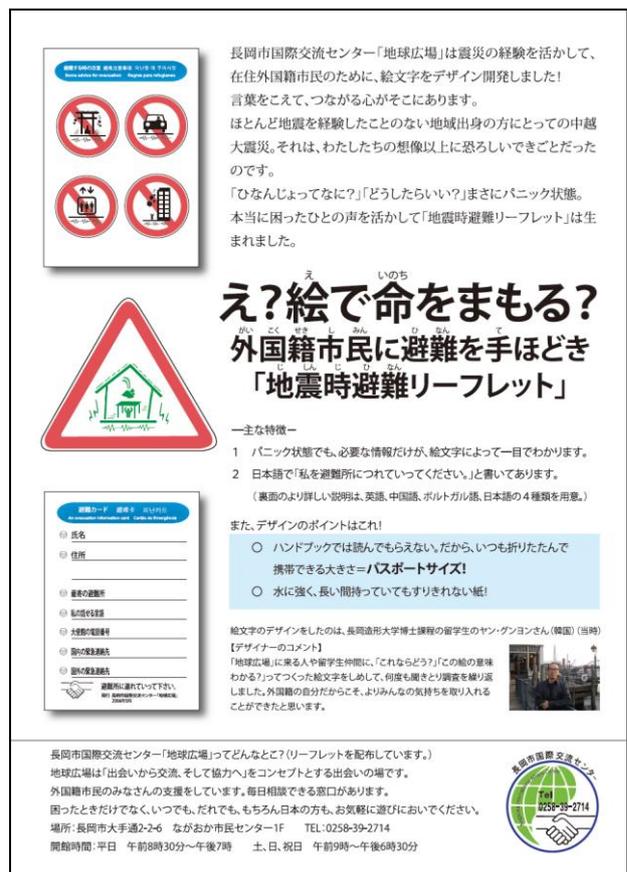
地震に関することをもっと知りたい。
パンサン パーサンジャブ モンゴル

「避難所」は、どんなことが出来る場所？
リスカ フルヤン インドネシア

外国人は「避難所」に行けないと思っていました。
アズレル ハキミ マレーシア

日本語がほとんどわからなくて、何をしたら良いのかわかりませんでした。
メアリー シモンズ アメリカ

世界の終わりだと思いました。「避難所」というものがあることを知りませんでした。
劉 乃豪 中国



長岡市国際交流センター「地球広場」は震災の経験を活かして、在住外国籍市民のために、絵文字をデザイン開発しました！言葉を超えて、つながる心がそこにあります。ほとんど地震を経験したことのない地域出身の方にとっての中越大地震。それは、わたしたちの想像以上に恐ろしいできごとだったのです。「ひなんじよってなに？」「どうしたらいい？」まさにパニック状態。本当に困ったひとの声を活かして「地震時避難リーフレット」は生まれました。

え？絵で命をまもる？ 外国籍市民に避難を手ほどき 「地震時避難リーフレット」

—主な特徴—

- パニック状態でも、必要な情報だけが、絵文字によって一目でわかります。
- 日本語で「私を避難所につれて行ってください。」と書いてあります。
(裏面のより詳しい説明は、英語、中国語、ポルトガル語、日本語の4種類を用意。)

また、デザインのポイントはこれ！

- ハンドブックでは読んでもらえない。だから、いつも折りたたんで携帯できる大きさ＝**A5ポータサイズ!**
- 水に強く、長い間持ってもすりきれない紙!

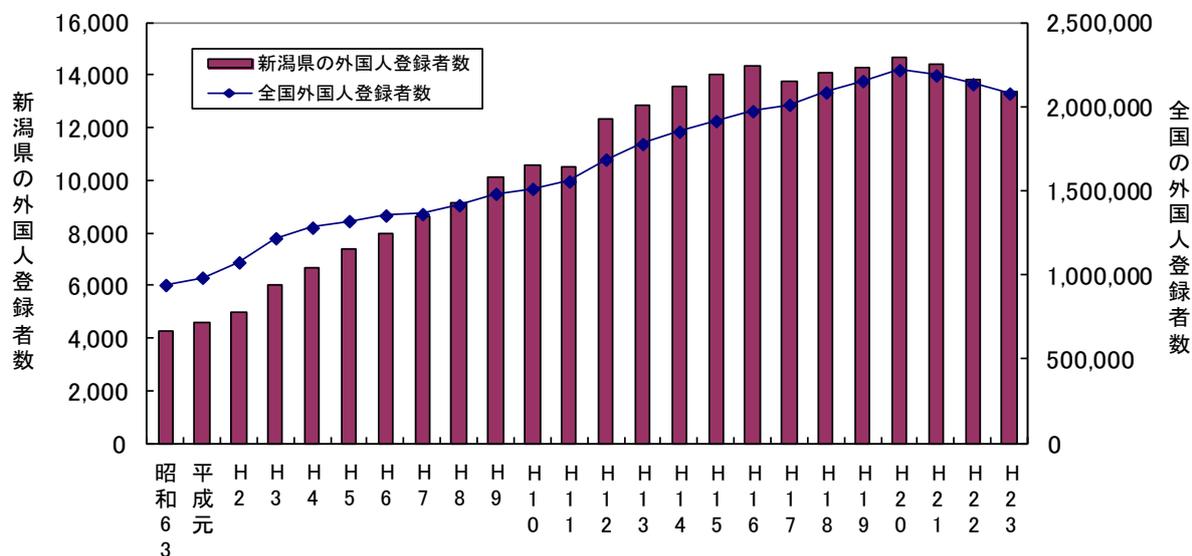
絵文字のデザインをしたのは、長岡造形大学博士課程の留学生のヤン・グンヨンさん(韓国)【デザイナーのコメント】「地球広場」に来る人や留学生仲間、「これならどう？」「この絵の意味わかる？」ってつづつ絵文字をしめて、何度も聞きとり調査を繰り返しました。外国籍の自分だからこそ、よりみんなの気持ちを盛り入れることができたと思います。

長岡市国際交流センター「地球広場」ってどんなところ？(リーフレットを配布しています。)
地球広場は「出会いから交流、そして協力へ」をコンセプトとする出会いの場です。
外国籍市民のみならずの支援をしています。毎日相談できる窓口があります。
困ったときだけでなく、いつでも、だれでも、もちろん日本の方も、お気軽に遊びにおいでください。
場所: 長岡市大手通2-2-6 ながおか市民センター1F TEL: 0258-39-2714
開館時間: 平日 午前8時30分～午後7時 土、日、祝日 午前9時～午後6時30分



参考3 新潟県内の外国人の状況

■外国人登録者数の推移 (資料：法務省「登録外国人統計」)



■新潟県内市の外国人登録者数の状況 (資料：法務省「登録外国人統計」)

	人口(H24.8.1)	H23末登録者数	H22末登録者数	人口比(%)	増減	増加率
市計	2,265,983	12,989	13,386	0.57	-397	-2.97
新潟市	811,459	4,491	4,601	0.55	-110	-2.39
長岡市	279,995	2,126	2,326	0.76	-200	-8.6
上越市	201,335	1,095	1,135	0.54	-40	-3.52
三条市	100,924	397	381	0.39	16	4.2
柏崎市	89,904	853	851	0.95	2	0.24
新発田市	100,106	448	489	0.45	-41	-8.38
小千谷市	37,748	174	185	0.46	-11	-5.95
加茂市	29,108	79	96	0.27	-17	-17.71
十日町市	57,405	363	360	0.63	3	0.83
見附市	41,346	144	145	0.35	-1	-0.69
村上市	64,874	223	234	0.34	-11	-4.7
燕市	81,184	384	381	0.47	3	0.79
糸魚川市	46,505	320	353	0.69	-33	-9.35
妙高市	34,628	207	180	0.6	27	15
五泉市	53,393	157	177	0.29	-20	-11.3
阿賀野市	44,770	217	188	0.48	29	15.43
佐渡市	60,563	255	300	0.42	-45	-15
魚沼市	39,223	206	220	0.53	-14	-6.36
南魚沼市	60,628	757	699	1.25	58	8.3
胎内市	30,885	93	85	0.3	8	9.41

各市の人口は住民基本台帳による

■新潟県内の国籍別外国人登録者数（資料：法務省「登録外国人統計」）

平成23年12月末現在

国 籍	登録者数	構成比
中国	5,342	39.94%
フィリピン	2,169	16.22%
韓国・朝鮮	2,150	16.08%
タイ	393	2.94%
ブラジル	373	2.79%
米国	341	2.55%
インドネシア	322	2.41%
ベトナム	264	1.97%
ロシア	254	1.90%
パキスタン	241	1.80%
スリランカ	168	1.26%
マレーシア	137	1.02%
ネパール	109	0.82%
モンゴル	100	0.75%
バングラデシュ	85	0.64%
英国	82	0.61%
ペルー	73	0.55%
オーストラリア	73	0.55%
カナダ	66	0.49%
インド	56	0.42%
ミャンマー	48	0.36%
メキシコ	40	0.30%
フランス	39	0.29%
ニュージーランド	27	0.20%
イタリア	23	0.17%
ドイツ	20	0.15%
ルーマニア	20	0.15%
ウズベキスタン	19	0.14%
ガーナ	18	0.13%
スペイン	17	0.13%
アフガニスタン	16	0.12%
イラン	16	0.12%
ラオス	15	0.11%
カンボジア	14	0.10%
シンガポール	13	0.10%
キルギス	11	0.08%
ジャマイカ	11	0.08%
ウクライナ	10	0.07%
エジプト	9	0.07%
アルゼンチン	8	0.06%
ボリビア	8	0.06%
ベネズエラ	8	0.06%
アイルランド	7	0.05%
スイス	7	0.05%
タジキスタン	7	0.05%
ナイジェリア	7	0.05%
ケニア	6	0.04%
南アフリカ共和国	6	0.04%
スウェーデン	5	0.04%
コスタリカ	5	0.04%
シリア	4	0.03%
トルコ	4	0.03%
アルバニア	4	0.03%
ベルギー	4	0.03%

国 籍	登録者数	構成比
ブルガリア	4	0.03%
フィンランド	4	0.03%
カザフスタン	4	0.03%
オランダ	4	0.03%
イスラエル	3	0.02%
パレスチナ	3	0.02%
チェコ	3	0.02%
アゼルバイジャン	3	0.02%
エリトリア	3	0.02%
シエラレオネ	3	0.02%
コロンビア	3	0.02%
ブータン	2	0.01%
イエメン	2	0.01%
ギリシャ	2	0.01%
ハンガリー	2	0.01%
トルクメニスタン	2	0.01%
カメルーン	2	0.01%
モーリタニア	2	0.01%
セネガル	2	0.01%
チュニジア	2	0.01%
ジンバブエ	2	0.01%
グアテマラ	2	0.01%
ミクロネシア	2	0.01%
パプアニューギニア	2	0.01%
東ティモール	1	0.01%
ヨルダン	1	0.01%
オーストリア	1	0.01%
デンマーク	1	0.01%
リトアニア	1	0.01%
モルドバ	1	0.01%
ノルウェー	1	0.01%
ポーランド	1	0.01%
スロベニア	1	0.01%
スロバキア	1	0.01%
ガボン	1	0.01%
ギニア	1	0.01%
コートジボワール	1	0.01%
マリ	1	0.01%
モロッコ	1	0.01%
マラウイ	1	0.01%
ルワンダ	1	0.01%
スーダン	1	0.01%
ウガンダ	1	0.01%
キューバ	1	0.01%
ドミニカ共和国	1	0.01%
エルサルバドル	1	0.01%
ホンジュラス	1	0.01%
ニカラグア	1	0.01%
パナマ	1	0.01%
トリニダード・トバゴ	1	0.01%
エクアドル	1	0.01%
パラグアイ	1	0.01%
フィジー	1	0.01%
無国籍	8	0.06%
合 計	13,374	100.00%

■国籍別、在留資格別にみた全国との比較 (資料：法務省「登録外国人統計」)

<国籍別>

平成 23 年 12 月末現在

国籍別順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	—
全国	中国	韓国・朝鮮	ブラジル	フィリピン	ペルー	米国	ベトナム	タイ	インドネシア	インド	その他
(構成比)	32.47%	26.24%	10.10%	10.07%	2.54%	2.40%	2.15%	2.06%	1.19%	1.03%	9.75%
新潟県	中国	フィリピン	韓国・朝鮮	タイ	ブラジル	米国	インドネシア	ベトナム	ロシア	パキスタン	その他
(構成比)	39.94%	16.22%	16.08%	2.94%	2.79%	2.55%	2.41%	1.97%	1.90%	1.80%	11.40%

<在留資格別>

平成 23 年 12 月末現在

都道府県	外国人登録者数	外国人人口比	在留資格別															
			教授	芸術	宗教	報道	投資・経営	会計・法律・	医療	研究	教育	技術	国際業務・	人文知識・	企業内転勤	興行	文化活動	短期滞在
全国	2,078,508	1.63%	7,859	461	4,106	227	11,778	169	322	2,103	10,106	42,634	67,854	14,636	6,265	2,209	23,978	31,751
		構成比	0.38%	0.02%	0.20%	0.01%	0.57%	0.01%	0.02%	0.10%	0.49%	2.05%	3.26%	0.70%	0.30%	0.11%	1.15%	1.53%
新潟	13,374	0.57%	87	1	41	-	65	-	2	4	151	106	368	36	134	16	138	109
		構成比	0.65%	0.01%	0.31%	-	0.49%	-	0.01%	0.03%	1.13%	0.79%	2.75%	0.27%	1.00%	0.12%	1.03%	0.82%

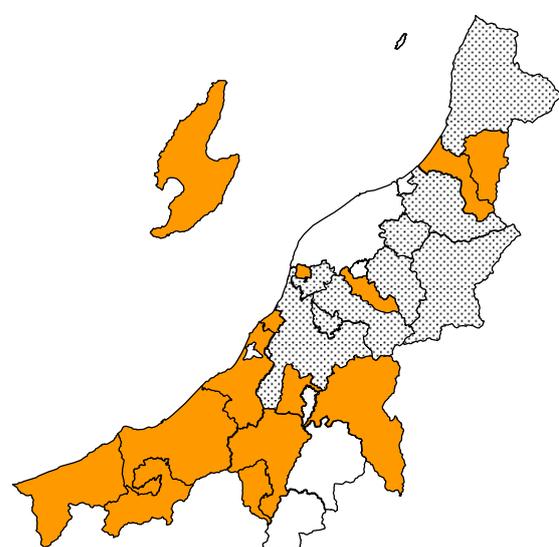
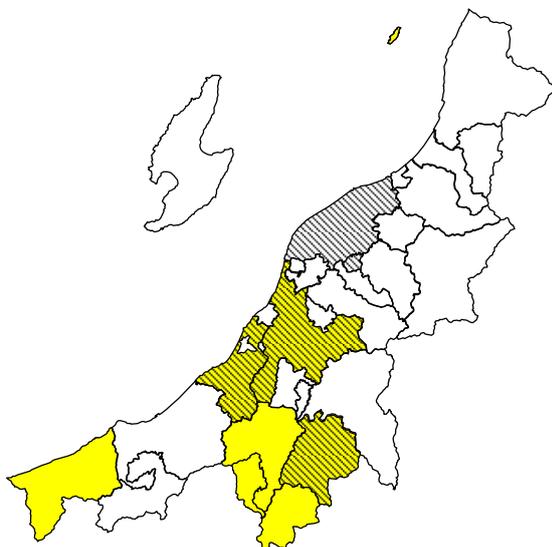
都道府県	技能実習計	在留資格別															
		1号イ 技能実習	1号ロ 技能実習	2号イ 技能実習	2号ロ 技能実習	留学	研修	家族滞在	特定活動	永住者	特別永住者	配偶日本人等	配偶永住者等	定住者	未取得者	一時庇護	その他
全国	141,994	3,991	57,187	2,726	78,090	188,605	3,388	119,359	22,751	598,440	389,085	181,617	21,647	177,983	3,506	29	3,646
	6.83%	0.19%	2.75%	0.13%	3.76%	9.07%	0.16%	5.74%	1.09%	28.79%	18.72%	8.74%	1.04%	8.56%	0.17%	0.00%	0.18%
新潟	1,675	85	619	49	922	1,738	39	699	102	4,103	1,272	1,706	65	672	25	2	18
	12.52%	0.64%	4.63%	0.37%	6.89%	13.00%	0.29%	5.23%	0.76%	30.68%	9.51%	12.76%	0.49%	5.02%	0.19%	0.01%	0.13%

■新潟県内の外国人の状況 (資料：新潟県)

平成 23 年 12 月末現在

- 外国人登録者数が人口比で県平均以上の地域
- 「留学生」の構成比が高い地域

- 「永住者」、「日本人の配偶者等」の構成比が高い地域
- 「技能実習」等の構成比が高い地域



■在留資格一覧

(出典：法務省入国管理局ホームページ <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/kanri/qaq5.html>)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(この表の外交の項に掲げる活動を除く。)	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(この表の興行の項に掲げる活動を除く。)	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人(外国法人を含む。以下この項において同じ。) 若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。)	外資系企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(この表の教授の項に掲げる活動を除く。)	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動(この表の教授の項、投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。)	機械工学等の技術者	5年、3年、1年又は3月
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(この表の教授の項、芸術の項、報道の項、投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。)	通訳、デザイナー、私企業の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の投資・経営の項に掲げる活動を除く。)	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
技能実習	1号イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動(これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む) ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動 2号イ 1号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動 ロ 1号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動(法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。)	技能実習生	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲)
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(この留学の項から研修の項までに掲げる活動を除く。)	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。) 若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校等の学生	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動(この表の技能実習1号及び留学の項に掲げる活動を除く。)	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	この表の教授から文化活動までの在留資格をもつて在留する者(技能実習を除く。) 又はこの表の留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	高度研究者、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補等	5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲)

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・実子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者(以下「永住者等」と総称する。) の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	インドシナ難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

参考4 新潟県地域防災計画(震災対策編) 抜粋

「新潟県地域防災計画（震災対策編）」（平成24年8月修正）では、外国人をはじめ、災害時要援護者への各機関の対応を平時と災害時について、示しています。

以下、関係部分を抜粋して掲載します。

○ 平時：第2章第30節

「災害時要援護者の安全確保計画」

○ 災害時：第3章第26節

「災害時要援護者の応急対応」

第2章第30節 災害時要援護者の安全確保計画

参考資料

【関係機関】県（防災局、知事政策局、県民生活・環境部、◎福祉保健部、土木部）、病院局、警察本部、市町村、防災関係機関、社会福祉施設等

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある災害時要援護者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、県、市町村等の行政と日ごろ、災害時要援護者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等という。’)とが協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

※ 以下「避難所」には福祉避難所を含む。

〔災害時要援護者の安全確保計画の体系〕

大項目	中項目	小項目
災害時要援護者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の把握 ・災害時要援護者情報の共有 ・災害時要援護者への広報・啓発 ・災害時要援護者向け備品等確保 ・災害時要援護者対象の防災訓練
避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の情報提供 ・避難誘導 ・移送
	避難所の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・災害時要援護者の緊急入所・入院
生活の場の確保対策		<ul style="list-style-type: none"> ・公的宿泊施設の確保 ・応急仮設住宅での配慮 ・公営住宅等の確保
保健・福祉対策	保健対策	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談・栄養指導等 ・こころのケア ・訪問看護等

県水防計画

災害弱者関連施設に係る土砂災害危険区域図

保健・福祉 対策	福祉対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者のニーズ把握等 ・福祉サービスの提供 ・情報提供 ・生活資金等貸与(特別)
	社会福祉施設 等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者等の安全確保 ・災害時要援護者の受入れ
	保健・福祉対策 の実施体制の 確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の実施体制 ・県等の支援体制
外国人支援	防災教育	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人への防災知識の普及啓発 ・外国人を含めた防災訓練の実施
	多言語支援体制 の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語支援窓口の設置・運営体制 の整備 ・通訳・翻訳ボランティア等の確保

ア 県

県は、市町村、防災関係機関、関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、災害時要援護者の安全確保を図るこれらの機関の体制づくりを支援する。

特に、市町村に対しては、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参考にした災害時要援護者の情報の収集・防災関係機関への提供及び災害時要援護者一人ひとりの避難計画である避難支援プラン策定等のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況、実効性等を確認する。

イ 市町村

市町村は、避難勧告等の判断・伝達マニュアルや避難支援プラン等を策定するとともに、災害時要援護者一人ひとりの避難計画である避難支援プランを自主防災組織等と協力して策定する。また、実際に避難訓練等を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で災害時要援護者の安全確保を図る体制づくりを行う。

また、職員、住民等の災害への意識醸成や、災害時要援護者への注意喚起等を実施する。

ウ 介護保険事業者及び社会福祉施設等

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の災害時要援護者の安全確保を図る。県又は市町村から要請を受けた災害時要援護者を受け入れる体制づくりに努める。

エ 国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という。)

外国人関係団体は、外国人が災害発生時に言語、生活習慣、防災意識の違い等から生じる孤立等を防止するために、外国人の防災知識の普及啓発に努めるとともに、県・市町村が行う災害時の多言語支援体制の構築を支援する。

オ 地域住民、自治会、自主防災組織等

地域住民、自治会、自主防災組織等は、市町村、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て地域社会全体で災害時要援護者一人ひとりの避難計画である避難支援プランを策定する等安全確保を図る体制づくりに努める。

カ 災害時要援護者及び保護責任者

災害時要援護者及び保護責任者は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、援助が必要なことがあれば、市町村、地域住民等に対して情報発信に努める。

(2) 積雪期の対応

必要により災害時要援護者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講じる。

また、災害時要援護者が入所している施設管理者は、県、市町村と協力して、避難場所及び避難経路の確保のため適時除雪等を実施する。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民、地域の役割

在宅の災害時要援護者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日ごろから地域全体で取り組む意識を持ち、市町村、自主防災組織、民生委員、自治会等と協力して、災害時要援護者への支援を図る。

(2) 民生委員、介護保険事業者、福祉関係者等の役割

民生委員などの福祉関係者等は、災害時要援護者の状況把握や地域全体で取り組む意識の醸成を図ることにより、県、市町村及び防災関係者と協力して、災害時要援護者への支援を図る。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の災害時要援護者の安全確保を図るとともに、市町村、福祉関係者及び防災関係者と協働して、在宅の災害時要援護者の中で治療、看護、介護等が必要な者の受入体制の整備を図る。

なお、社会福祉施設等のうち、特別支援学校及び幼稚園における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、第2章第32節「学校の地震防災対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

(4) 外国人関係団体の役割

① 国際交流協会

県及び市町村の国際交流協会は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。

② 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体（日本語教室を含む）

所属する外国人に対する防災知識の普及啓発に努める。また、災害時の被災・避難状況の確認体制を整備する。

(5) 企業等の役割

障害者を雇用している企業及び特殊教育諸学校等は、障害者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係機関の協力を得ながら避難所まで円滑に避難できるように努める。

3 県の役割

(1) 避難誘導・避難所の支援等（防災局、福祉保健部）

災害時要援護者への情報提供、避難誘導等に対して、市町村等の要請により支援を行う体制整備を図る。また、災害時要援護者の移送に必要な車両、船艇等の確保支援体制整備を図る。

(2) 生活の場の確保対策（土木部）

公営住宅等は、災害時要援護者で健康面に不安のある者のために、県で確保に努めるとともに、市町村が行う宿泊施設の確保を支援する体制整備を図る。

(3) 保健・福祉対策（福祉保健部）

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

県は、市町村からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制整備を図る。

イ 保健対策

市町村が実施する災害時要援護者の心身の健康確保に対して、関係職員等を派遣し、市町村保健師と協力して巡回等による健康相談、栄養指導、こころのケア、訪問看護等を行う体制整備を図る。

ウ 福祉対策

市町村が行う災害時要援護者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談、福祉サービスの提供(社会福祉施設、旅館及びホテル等への緊急入所など)等に対して人的又は情報収集提供等で支援する体制整備を図る。旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結し、事前確保の体制整備を図る。

特に、報道機関と協力して、災害時要援護者に的確に情報提供されるように市町村等を支援するとともに、情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう市町村等を支援する体制整備を図る。

また、児童の心の不安解消のため、児童相談所、学校等の関係機関による相談活動を行う体制整備を図る。

緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定のため、生活資金等の貸付(特別)等の適切な措置を講ずる。

(4) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援（福祉保健部）

社会福祉施設等への災害時要援護者の緊急受入れに対して生活必需

品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(5) 外国人支援（知事政策局）

県は、災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制及び県内市町村間の相互支援体制を構築する。

4 市町村の役割

(1) 災害時要援護者の把握、情報の共有、啓発、訓練等

市町村は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参考にして、災害時要援護者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難支援プラン、避難勧告等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、避難所の設置、施設等のバリアフリー化、災害時要援護者向けの食料・備品等の確保を図る。収集した災害時要援護者情報は、個人情報保護に関する法令に配慮しつつ、県や防災関係機関との情報の共有を図るとともに、災害時要援護者対象の防災訓練の実施などの体制整備に努める。

(2) 避難誘導・避難所の管理等

ア 避難誘導対策

市町村は、情報の伝わりにくい災害時要援護者への避難勧告等の伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、市町村は、避難・誘導に際し、警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上、災害時要援護者を優先して避難誘導する体制整備を図る。

なお、災害時要援護者の中で自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する体制整備を図る。

イ 避難所の設置・運営

市町村は、避難所の設置・運営に当たり、民生委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、災害時要援護者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

(ア) 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した災害時要援護者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

(イ) 避難所において、災害時要援護者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、視覚・聴覚障害者に対して的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する体制整備を図る。

(ウ) 避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特食等災害時要援護者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うと共に、ボランティア等の協力も得ながら災害時要援護者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

(エ) 避難所での生活が困難な災害時要援護者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

(3) 生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設に当たっては、災害時要援護者向けの仕様や入居者選考

にも配慮する。また、災害時要援護者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、災害時要援護者の収容先として確保に努める。

(4) 保健・福祉対策

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

市町村は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市町村等応援の受入れ、市町村災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

イ 保健対策

災害時要援護者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市町村保健師は避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、災害時要援護者に対しては十分に配慮する。

(ア) 巡回等による健康相談・栄養指導

(イ) こころのケア

(ウ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

ウ 福祉対策

(ア) 災害時要援護者の把握等

発災直後に、避難支援プラン等に基づき、自主防災組織、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、自治会等の協力を得て、災害時要援護者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

(イ) 福祉サービスの提供

介護の必要な災害時要援護者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ウ) 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が災害時要援護者に的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

(5) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への災害時要援護者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(6) 外国人支援

ア 現状・ニーズ把握、普及啓発等

市町村は、日ごろから、在住する外国人の現状やニーズの把握に努める。また、地域に住む外国人に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作

成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日ごろからの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ 多言語化表示の推進

避難場所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化を行う。

ウ 防災体制の整備

市町村が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と協力して防災体制の整備を行う。

エ 災害時多言語支援の体制づくり

災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制の構築を行う。また、通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

(7) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 災害時要援護者への情報伝達体制
- ・ 災害時要援護者に配慮した避難誘導體制
- ・ 災害時要援護者に配慮した避難所の設置・運営体制
- ・ 災害時要援護者への福祉・保健サービスの提供体制
- ・ 災害時の多言語支援体制

第3章第26節 災害時要援護者の応急対策

参考資料

【関係機関】 県災害対策本部（保健医療教育部）、病院局、警察本部、市町村、防災関係機関、社会福祉施設等

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある災害時要援護者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。また、県、市町村等の行政と日ごろ、災害時要援護者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）との協働のもと支援を行う。

県水防計画

災害弱者
関連施設
に係る土
砂災害危
険区域図

ア 各主体の責務

(ア) 県の責務

県は、市町村等からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市町村、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。

また、外国人に対して情報提供等の支援を行うほか、市町村が行う視聴覚障害者等への情報提供を支援する。

(イ) 市町村の責務

市町村は、災害発生直後は地域住民、民生委員、自主防災組織、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、災害時要援護者の安全を確保する。必要によっては県、防災関係機関に協力要請や災害時要援護者情報の共有を行う。また、災害時要援護者の安否確認を迅速に行う。避難後は災害時要援護者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で災害時要援護者の安全確保を図る。

また、外国人、視聴覚障害者等に対して、適切な情報提供等の支援を行う。

(ウ) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要援護者の安全確保を図るとともに、市町村、防災関係機関等の協力を得て、施設外の災害時要援護者の安全確保の協力を努める。

なお、社会福祉施設等のうち、特別支援学校及び幼稚園における応急対策は、本節の記述に配慮するほか、第3章第29節「学校における応急対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

(エ) 企業の責務

災害時要援護者を雇用している企業及び関係団体は、災害時要援護者を優先的に避難誘導を行い、安否確認を迅速に行う。

(わ) 国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という。)の責務

a 国際交流協会

県及び市町村の国際交流協会は、県及び市町村の要請に基づき、多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の確保及び県内外関係団体への協力要請を行う。

b 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体
(日本語教室を含む)

所属する外国人の安全確保に努める。また、被災・避難状況を把握し、市町村に報告する。

(か) 地域住民、自治会、自主防災組織等の責務

地域住民、自治会、自主防災組織等は、市町村、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で災害時要援護者の安全確保に努める。

(き) 災害時要援護者及び保護責任者の責務

災害時要援護者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

イ 活動の調整

県災害対策本部、市町村災害対策本部

ウ 達成目標

(避難誘導対策)

災害時要援護者をもれなく避難誘導する。

(避難所※の設置・運営) ※ 以下「避難所」には福祉避難所を含む。

避難所において、災害時要援護者に対して良好な生活環境を確保する。

避難所での生活が困難な災害時要援護者は、社会福祉施設等への緊急入所・入院により避難させる。

(生活の場の確保)

応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、災害時要援護者の生活の場を確保する。

(保健・福祉対策)

災害時要援護者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保等を行う。

(外国人支援)

- ・外国人の被災・避難状況を確認する。
- ・多言語支援窓口を設置し、情報提供、相談の実施等を行う。

(2) 積雪期の対応

必要により災害時要援護者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講じる。

2 情報の流れ

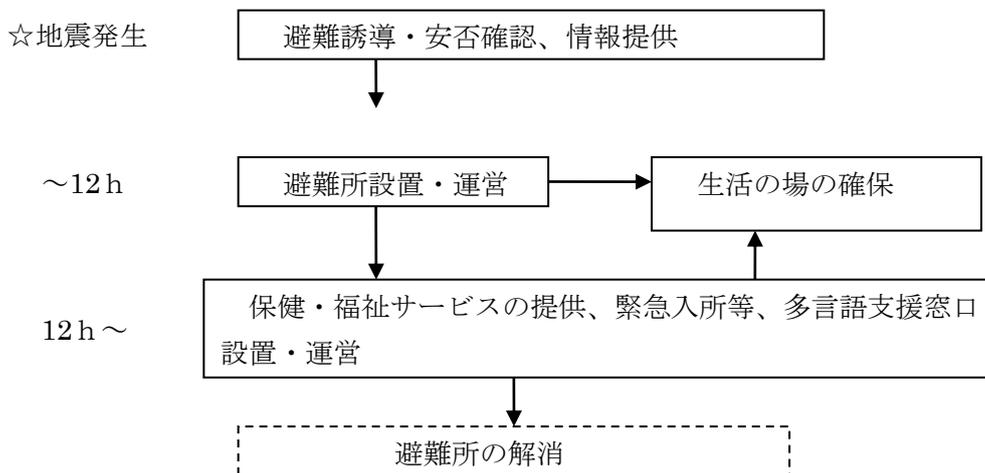
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者 民生委員、自治会、 介護保険事業者、福 祉関係者等	市町村	災害時要援護者の安否や保 健・福祉等のニーズ
市町村	県、他市町村、介 護保険事業者、社会 福祉施設等	災害時要援護者の集約された 各種ニーズ、職員等応援要請
県	国、都道府県、市 町村、介護保険事業 者、社会福祉施設等	災害時要援護者への各種サー ビス要請、職員派遣要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市町村	サービス、派遣予定等の情報
市町村、介護保険 事業者、社会福祉施 設等	避難所、避難者等	サービス、派遣予定等の情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難誘導対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき避難準備情報を伝達	自治会、民生委員等

市町村	・災害時要援護者の避難所への誘導及び移送	県警察、消防本部、介護保険事業者、自治会等
市町村	・避難所での災害時要援護者の安否確認及び生活環境の確保	介護保険事業者、自治会、ボランティア等
市町村	・社会福祉施設等への緊急入所	介護保険事業者、消防本部、社会福祉施設等

(2) 生活の場の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	・公的宿泊施設での一時収容	公的宿泊施設等
市町村、県	・公営住宅等の確保	他市町村・他都道府県等
県	・旅館及びホテルの確保	県旅館ホテル生活衛生同業組合
市町村、県	・応急仮設住宅の確保	国、建設業者、(社)新潟県宅地建物取引業協会

(3) 保健・福祉対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	・避難所、応急仮設住宅、自宅等への健康相談、こころのケア等により災害時要援護者の健康を確保	県、保健関係団体、他市町村・都道府県等
市町村	・避難所、応急仮設住宅、自宅等への福祉サービスの提供により災害時要援護者の福祉の確保	県、福祉関係団体、他市町村・都道府県等
介護保険事業者、社会福祉施設等	・避難所、応急仮設住宅等での治療及び介護の必要な災害時要援護者の緊急入所	県、市町村等

(4) 情報提供

実施主体	対 策	協力依頼先
県、市町村	・ 災害時要援護者への的確な情報提供	報道機関、ボランティア等

(5) 外国人支援

実施主体	対 策	協力依頼先
県、市町村	・ 外国人の被災・避難状況の確認	外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等
県、市町村	・ 多言語支援窓口の設置及び情報提供、相談等の実施	国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等
国際交流協会等	・ 通訳・翻訳ボランティア等の確保	県内外の国際交流団体

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 避難勧告等の判断・伝達
- ・ 避難支援プラン
 - ・ 避難所及び福祉避難所の設置・運営
 - ・ 福祉・保健対策
 - ・ 視聴覚障害者への情報提供方法
 - ・ 多言語支援窓口の設置・運営 等

災害時外国人支援マニュアル作成検討会議（平成 24 年度）

区分	所属	役職	氏名
委員長	長岡市国際交流センター	センター長	羽賀 友信
委員	公益財団法人柏崎地域国際化協会	事務局長	清水 由美子
	財団法人新潟県国際交流協会	常務理事・事務局長	町屋 隆
講師	NPO 法人多文化共生センター大阪	代表理事	田村 太郎
事務局	長岡市国際交流課	主任	大隅 一
	社団法人中越防災安全推進機構	センター長	諸橋 和行
	地域防災力センター	コーディネーター	関谷 央子
	NPO 法人中越防災フロンティア	副参事	木村 浩和

<災害時外国人支援に関する新潟県内の主な関係機関>

財団法人新潟県国際交流協会

〒950-0078 新潟県新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 2 階
TEL 025-290-5650 nia21c@niigata-ia.or.jp

長岡市国際交流センター地球広場

〒940-0062 長岡市大手通 2-2-6 ながおか市民センター1F
TEL 0258-39-2714 kouryu-c@city.nagaoka.lg.jp

公益財団法人柏崎地域国際化協会

〒945-0051 新潟県柏崎市東本町 1-3-24 市民プラザ 2F
TEL 0257-32-1477 kaia2006@kisnet.or.jp

公益財団法人新潟市国際交流協会

〒950-8055 新潟市中央区礎町通 3ノ町 2086 クロスパルにいがた内
TEL 025-225-2727 nigtief@pavc.ne.jp

社団法人上越国際交流協会

〒943-0821 新潟県上越市土橋 1914-3 上越市市民プラザ 2 階 国際交流センター内
TEL 025-527-3615 join@valley.ne.jp

新潟県知事政策局国際課

〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1
TEL 025-280-5098 ngt000130@pref.niigata.lg.jp

災害時の外国人支援【手引き】

～新潟県中越と東日本の災害経験を踏まえて～

新潟県

平成 25 年 1 月

制作・編集：社団法人中越防災安全推進機構 地域防災力センター
長岡市千歳 1 丁目 3 番 85 号 ながおか市民防災センター2F
電話 0258-36-8141

協力：長岡市国際交流センター地球広場
長岡市大手通 2 丁目 2 番 6 号 ながおか市民センター1F
電話 0258-39-2714

この手引きは、財団法人自治体国際化協会の助成事業により作成されました。